

学 校 教 育

1 学校教育指導の方針と重点

方 針 郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

課 題 「確かな学力」と「豊かな心・健やかな体」の育成

重 点

- 1 授業の充実
- 2 道徳教育の充実
- 3 特別活動の充実
- 4 体育・健康教育の充実
- 5 生徒指導の充実
- 6 キャリア教育の充実
- 7 特別支援教育の充実
- 8 環境教育の推進
- 9 国際化に対応する教育の推進
- 10 情報化に対応する教育の推進
- 11 研修の充実
- 12 複式教育の充実

「特に推進すべき事項」については、重点1～重点12（P13～ P37）の中で、■印ゴシック体で示しています。

*** 方 針 ***

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

*** 課 題 ***

「確かな学力」と「豊かな心・健やかな体」の育成

確かな学力の育成

1 目指す資質・能力の明確化

学習指導要領の目標と内容を踏まえ、児童生徒が主体的・対話的に学習に取り組むことができるよう、展開を工夫する授業が多く見られる。今後は、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、児童生徒に、目指す資質・能力の育成に繋がる指導の手立ての工夫に努める必要がある。

2 児童生徒主体の授業づくり

個に応じた指導などの指導方法・指導体制と教材等の工夫・改善を行い、児童生徒の実態に応じた授業づくりに努める様子が見られる。その一方で、令和7年度全国学力・学習状況調査の結果では、小・中学校ともに「思考・判断・表現」にはまだ課題がある。今後は、児童生徒に必然性のある課題設定や思考を促す発問、目的ある学び合いの場の設定など、児童生徒主体の授業づくりに努める必要がある。

3 「振り返り」の設定

1単位時間の授業において、児童生徒がよりよい振り返りができるよう、振り返りの視点を示す学校が増えている。その一方で、教師の振り返りを行う意識が習慣化されていないことや教師の授業設計が不十分であることにより、振り返りまで到達できない授業が散見される。今後は、振り返りの効果を再認識するとともに、振り返りまで確実に到達できるよう、指導内容の焦点化を図りながら授業設計をする必要がある。

4 I C Tの効果的な活用

児童生徒の実態などに応じて、I C Tの特性を生かし、積極的に利用する学校が増えている。今後は、I C Tの利用が学習活動の「目的」ではなく、授業の目標を達成するための「手段」となるよう、各教科の特質、指導の目標や内容に応じた効果的な活用に努める必要がある。

5 「指導と評価の一体化」の推進

各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、教師による評価とともに、児童生徒による自己評価や相互評価などが行われている学校が増えている。今後は、指導に生かす評価と記録に残す評価を明確にし、学習評価を授業改善に生かす「指導と評価の一体化」の推進に努める必要がある。

6 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応

通常の学級において特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別に対応する学校が多く見られる。また、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成している学校が増えている。その一方で、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加により、個々の対応に苦慮している学校が多く見られる。今後は、児童生徒の実態を的確に把握し、授業のユニバーサルデザイン化や合理的配慮を適切に提供する体制の整備に努める必要がある。

豊かな心・健やかな体の育成

1 道徳科における指導の工夫

道徳科において、主題に対する興味や関心を高める導入の工夫や自分の事として捉えさせる発問など、展開を工夫する授業が多く見られる。今後は、道徳性を構成する諸様相の育成に向け、ねらいを明確にし、物事を多面的・多角的に考え、道徳的価値に対する思いや考えをまとめることができるような指導の工夫を図る必要がある。

2 自己存在感、自己有用感、自己肯定感を高める取組

生徒指導の実践上の四つの視点を意識した授業実践を行うとともに、学校生活全体を通して児童生徒一人一人のよさを認め、自己肯定感を高めるための取組が行われている学校が多く見られる。今後は、児童生徒の実態を把握し、個性を尊重するとともに、それぞれの特性を理解しながら、自己存在感、自己有用感、自己肯定感をさらに高める活動を設定する必要がある。

3 いじめ対応の徹底

いじめへの対応について、日常的な観察による情報収集や定期アンケートの調査等を通じて積極的な認知に努め、未然防止・早期発見・早期対応に全ての学校が取り組んでいる。今後は、学校いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止プログラム、いじめ対応マニュアルについて、定期的に見直しその内容を教職員全体で共有する必要がある。

4 不登校児童生徒への支援の充実

不登校児童生徒に対して、校内教育支援センターの設置や定期的な家庭訪問、弾力的な時間割の編成により、個別に丁寧な対応を行う学校が多く見られる。今後は、養護教諭や生徒指導担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの他、必要に応じて外部の関係機関と連携を図りながら、実効的なチーム支援の体制を構築する必要がある。

5 情報モラル等に関する指導の充実

児童生徒のデジタルリテラシーの育成のために、情報モラル教室を実施する学校が多く見られる。また、中学校区の全学校で共通理解を図り共通した取組を行っている学区もある。今後は、SNSによるトラブルなどインターネットの危険性について、情報モラル教室などの機会を通じて周知するとともに、トラブル対応についても学校・家庭・関係機関が連携を図りながら指導の充実に努める必要がある。

6 体力の向上を図る指導の充実

主体的に運動に親しませるために、体育科・保健体育科において、個に応じた学習の場の設定や学習カードの活用などの工夫が行われている授業が見られる。また、小学校では体力の向上を図るために、年間を通して、業間活動において体力づくりの時間を設定している学校が多く見られる。今後は児童生徒が主体的に運動に関わることができるよう、学校の教育活動全体に運動を積極的に取り入れ仲間と共に多様な運動を計画的・継続的にできる場や時間を多く設定する必要がある。

7 望ましい生活習慣の育成

関係機関と連携し、外部講師を活用した健康に関する学習を実施するなど、健康教育の充実に取り組んでいる学校が見られる。今後は、児童生徒の望ましい生活習慣の育成のために、体育科・保健体育科の時間はもとより、特別活動などを中心とした効果的な指導を行うとともに、家庭や地域社会との連携を図り、学校の教育活動全体を通じた指導を適切に行う必要がある。

【重点１】 授業の充実

実践事項

■は、特に推進すべき事項

1 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

- (1) ■単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、目指す資質・能力を明確にした指導計画等を作成する。
- (2) 諸検査の結果を基に、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえ、学校の創意工夫を生かした指導計画や全体計画を作成する。
- (3) 教育活動の質の向上のために、目標の実現に必要な内容等を教科等横断的な視点で組み立てること、PDCAサイクルに基づき改善を加えることなどを通して、組織的・計画的にカリキュラム・マネジメントの実践に努める。

2 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成及び「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

- (1) 知識及び技能を習得させるためには、児童生徒が知識を相互に関連付けてより深く理解したり、新たな技能を既得の技能等と関連付けたりして、他の学習や生活の場面で活用できるよう、授業づくりを工夫する。
- (2) ■思考力、判断力、表現力等の育成のためには、課題への探究的な過程、自分の考えを表現したり伝え合ったりする過程、新たな意味や価値を創造していく過程を重視して、より適切な指導方法や学習形態を選択しながら、授業づくりを工夫する。
- (3) ■学びに向かう力、人間性等の涵養のためには、社会との関わりの中で学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させる。そして、課題解決に向けて、粘り強い取組と自らの学習を調整しようとする態度を養うよう、児童生徒主体の授業づくりを工夫する。

3 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導改善につながる評価の工夫

- (1) 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、児童生徒の学習状況を評価し指導改善に生かす評価や、総括に生かすために記録に残す評価について、その時期や場면을精選しながら評価計画を作成する。
- (2) 一人一人のもつよい点や可能性など多様な側面や進歩の状況などについても積極的に評価し伝えることや、相互評価や自己評価などを工夫し、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価に努める。
- (3) ■指導と評価の一体化を進めるために、学習の成果（児童生徒が身に付いた資質・能力）を的確に捉え、指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が学習を振り返って、次の学習に向かうことができるように評価を工夫する。

4 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

- (1) 観察や見学、調査活動、野外活動、学んだことを基に実践する活動等、各教科等の特質に応じた体験活動を重視した指導の工夫に努める。
- (2) 「見方・考え方」を働かせながら、習得、活用、探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた問題解決的な学習を重視した指導の工夫に努める。

5 学校図書館や I C Tなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

- (1)学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を計画的に利活用し、教育課程との関連を踏まえた利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に利活用が図られるように努める。
- (2)■校内研修等により、活用指導事例を校内で共有し、これまでの実践と I C Tを最適に組み合わせ有効に活用する。また、他の学校・地域との交流活動での活用や家庭など学校外での学びの充実に努める。

参考となる資料

○ StuDX Style
（文部科学省）



○全国学力・学習状況調査 授業アイデア例（令和7年度）
（令和7年8月 国立教育政策研究所）



○「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
（令和2年3月 国立教育政策研究所）



○学習評価の在り方ハンドブック
（令和元年6月 国立教育政策研究所）



○令和7年度全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえた指導例
（令和7年12月 青森県教育委員会）



○令和7年度全国学力・学習状況調査 本県の結果と分析
（令和7年11月 青森県教育庁学校教育課）



○学びの質を高める授業スタンダード実践編
（令和3年3月 青森県教育委員会）



○学びの質を高める授業スタンダード
（令和2年3月 青森県教育委員会）



○ 学びの質を高める授業スタンダード

主体的・対話的で深い学びの実現のための指導のポイントを「学びの質を高める授業スタンダード」として以下に示しています。授業づくりの参考として、有効活用してください。

学びの質を高める授業スタンダード

単元や題材のまとまりの中で、目指す資質・能力を明確にした授業づくりを行うことが大切です。

1 導入の場面（課題把握）

◆こどもの問いや思い・願いを引き出し、課題意識をもたせる過程

(1) 教材提示

【「問い」や「思い・願い」を引き出すために】

- ・具体物の提示（写真、図、動画、絵、複数の資料の比較 など）
- ・既習事項の確認等（ノート、ワークシート、掲示物 など）
- ・実演等（教師による実験、こども自身が試す活動 など）
- ・対話（生活経験や既習事項の想起 など）

(2) 課題の把握

【「何を学習するか」「何ができればよいか」を明確にするために】

- ・こどもの気付きや発言などをつないで焦点化し、課題(めあて)を設定する。

課題の条件

- ・こどもの実態に即している
- ・こどもにとって身近で分かりやすい
- ・学習への興味・関心を高めることができる
- ・適度な難易度で解決の見通しをもてる
- ・多様な考え方や解決法などを引き出すことができる
- ・こどもにとって、追究・解決する価値がある

2 展開の場面（追究・解決）

◆こども一人一人の学びを見取って適切に支援し、課題の解決につなげる過程

(1) 計画・方向付け・見通し

【追究・解決への手掛かりを見付けさせるために】

- ・課題と生活経験や既習事項を関連付けて「何をどのように追究・解決するのか」の見通しをもたせる。
- ・結果の見通しをもたせる。（答えの予想、仮説を立てる など）
- ・方法の見通しをもたせる。（既習事項の活用、解決の順序 など）

(2) 個での追究・解決

【自分の思いや考えをもてるようにするために】

- ・子どもが「何をどのように考えているのか」を見取り、個に応じた支援をする。
- ・模範例、他の作品を紹介し、追究・解決の手立てとする。
- ・机間指導をし、その後の展開を構想する。(誰の思いや考えをどのような順序で取り上げるか)

(3) ペアやグループ、学級全体での話し合い

【思いや考えを広げ深めることができるようにするために】

- ・友達との交流を通して、個々の考えを共有させる。
- ・思考過程を可視化し、捉えやすくする。(チョークの色、囲み、矢印 など)
- ・子どもたちの考えを基に話し合いをコーディネートし、ねらいに迫る。
(話し合いの論点の明確化、こどもの考えを引き出しつなげる支援、考えを深めるための問いや揺さぶりなどの働きかけ)

3 終末の場面(課題の解決・振り返り)

◆子ども一人一人に振り返りを促し、新たな学びにつなげる過程

(1) まとめと振り返り

【「何を学習したか」「何ができるようになったか」を明確にするために】

- ・「何を学習したか」をまとめる。
- ・自分でまとめる時間を確保する。
- ・課題とまとめの整合性をとる。
- ・学習した知識・技能を活用する場を設定する。
- ・学習内容に関連した日常生活の事例を紹介する。
- ・「どのように学習してきたか」を振り返る。

(板書やノート、タブレット P C を基にした確認、ペアやグループでの話し合い、自己評価や相互評価の活用 など)

(2) 新たな学び

【学び続ける態度を育てるために】

- ・次時につなげる気付きや疑問、新たな問いや思い、願いをもたせ新たな学びへつなげる。
- ・学習したことを活用できる身近な地域社会の事象や事例を紹介し、学び続ける興味・関心を高める。

【重点２】 道徳教育の充実

実践事項

■は、特に推進すべき事項

1 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

- (1) 児童生徒の実態に応じた指導の改善・充実を図るために、学習指導要領及び解説の趣旨や内容の理解をより一層深める。
- (2) カリキュラム・マネジメントの視点による道徳教育の全体計画、別葉、年間指導計画を整備するとともに、作成した全体計画をPDCAサイクルにより随時見直し、具体的な指導に生きて働くよう、活用方法を検討するなど、指導の改善・充実を図る。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進するため、校長の方針の下、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について全教職員で共通理解するとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の整備・充実を図る。

2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

- (1) 指導の効果を高めるため、実際に活用され、機能するような年間指導計画の作成に努める。「各学年の目標、重点項目に基づいた計画となっているか」、「児童生徒の実態に応じているか」等の視点による改善・充実を図る。
- (2) ■ 児童生徒が道徳的価値に向き合い、自分との関わりで多面的・多角的に考えることができるよう、指導のねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な活動を適切に取り入れたり、ICTの効果的な活用も含めたりするなど、多様な指導方法を工夫する。
- (3) 学校間、学年間の指導の継続性を意識した指導を充実させる。

3 郷土を愛する心を育む指導の充実

- (1) 各学校の道徳教育の方針や計画を保護者等に対して公表・説明したり、授業を公開したり、道徳教育について意見交換の場を設定したりすることを通して、家庭や地域社会との共通理解に基づいた連携・協力体制の整備・充実を図る。
- (2) 道徳科のねらいに即して、郷土の先人や地域に根付く伝統と文化、魅力的な行事、歴史等を題材にした地域教材の保存と共有、活用に努める。

4 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

- (1) 学習評価の妥当性、信頼性を担保するために、評価に必要な資料や評価方法、評価の視点について全教職員で共通理解を図り、組織的・計画的な評価の推進に努める。
- (2) 年度や学期といった大くくりなまとまりの中で、児童生徒が一面的な見方から多面的・多角的な見方へ発展させていることや、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めていることなど、児童生徒がいかに成長したかを見取るための工夫をする。
- (3) 指導と評価の一体化を図り、指導の改善に生かす。

参考となる資料

○道徳教育アーカイブ (<https://doutoku.mext.go.jp/>)
(文部科学省)



○いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換に向けて
文部科学大臣メッセージ (平成28年11月 文部科学省)



○「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について (報告)
(平成28年 7 月 文部科学省)



○「私たちの道徳」活用のための指導資料 (小学校)
(平成27年 3 月 文部科学省)



○「私たちの道徳」活用のための指導資料 (中学校)
(平成27年 3 月 文部科学省)



○中学校道徳読み物資料集
(平成24年 3 月 文部科学省)



○小学校道徳読み物資料集
(平成23年 3 月 文部科学省)



○文部科学省委託『よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業』
報告集 (青森県教育委員会)



○平成24年度道徳教育指導資料『郷土資料にかかわる実践事例集』(小学校編)(中学校編)
(平成25年 3 月 青森県教育委員会)



【重点３】 特別活動の充実

実践事項

■は、特に推進すべき事項

1 自主的、実践的に取り組む学級活動の工夫

- (1)各学年の学級活動の年間指導計画に基づき、学級担任が予想される題材や議題、児童生徒の実態や発達段階を考慮し、目指す資質・能力を明らかにするとともに、計画的・系統的な指導に当たる。
- (2)■児童生徒が合意形成を図って協力したり、意思決定したことを粘り強く実践したりするとともに、協力して活動に取り組んだり、話し合い活動で自分の意見を発表し合ったりすることができる寛容で共感的な学級の雰囲気を醸成することに努める。
- (3)児童生徒が自発的、自治的な学級や学校の生活づくりをできるよう、話し合い活動の充実を図るとともに、自主的、実践的な活動を助長するための指導法の工夫に努める。

2 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

- (1)学校や地域の実態、児童生徒の発達のな特徴を考慮し、一人一人の児童生徒に児童会・生徒会組織の形成者としての自覚をもたせるような指導計画を作成し、できるだけ児童生徒自らが活動計画を立てられるように支援する。
- (2)教師の適切な指導の下、全校の児童生徒の活動であることを理解しながら学校の諸問題について話し合い、各委員会の意見をまとめ、合意形成したことについて自己の責任を果たし、協力して実現できるようにする活動の機会をより多く設定する。

3 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

- (1)指導のねらいを明確にした指導計画を作成するとともに、指導教員の人数や学校の施設・設備等を考慮し、児童の興味・関心に応じたクラブ活動の設置に努める。
- (2)児童の自発的、自治的な活動が展開できるよう、クラブ活動の年間を通しての学習過程に必要な授業時数の確保に努める。
- (3)地域と連携・協働する場合は、活動を通して目指す資質・能力を地域と共有するとともに、地域人材を活用したクラブ活動や地域の方を招いたクラブ発表会等を通して、地域の活性化や学校との信頼関係の構築に努める。

4 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

- (1)個々の行事の教育的価値を検討し、精選するとともに、各教科等や各種行事との関連を図りつつ、各学校が創意工夫を発揮して適切な授業時数を充て、年間指導計画を作成する。
- (2)事前・事後指導を計画的に実施し、振り返りの場面では児童生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識できるような評価の工夫に努める。
- (3)児童生徒が主体的に参加し協力するために、教師の適切な指導により、行事の特質や児童生徒の実態に応じて、児童生徒の意見や希望も反映させながら、児童生徒の自主的な活動を可能な限り行えるよう配慮する。

参考となる資料

○特別活動指導資料「学校文化を創る特別活動【中学校・高等学校編】」
（令和5年3月 国立教育政策研究所）



○「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
（令和2年3月 国立教育政策研究所）



○みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編
（指導資料）
（平成30年12月 国立教育政策研究所）



○みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編
（リーフレット）
（平成30年7月 国立教育政策研究所）



【重点４】 体育・健康教育の充実

実践事項

■は、特に推進すべき事項

1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- (1) 児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を育てていくため、心身の発達の段階や特性、学校や地域の実態を踏まえた全体計画の作成に努める。
- (2) それぞれの運動が有する特性に応じて、できる・分かるなどの運動の楽しさや喜びを味わうことができるように、一人一人の心身の発達の特性、運動への興味・関心、技能習熟の程度に応じた指導の工夫に努める。
- (3) 新体力テストの結果等を活用し、児童生徒の体力の実態を的確に把握し、体育の授業はもとより教育活動全体を通じて、体力を高めることができるよう努める。
- (4) ■ 児童生徒が主体的に運動に関わることができるよう、教育活動全体に運動を積極的に取り入れ、運動の習慣化に向け家庭や地域社会と連携するなど、学校の実態に応じた指導体制の工夫に努める。
- (5) 体育的活動の実施に当たっては、事故防止について安全に実施する万全の体制と万一来てに備えて救急体制を整える。

2 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

- (1) 保健教育と保健管理に、学校保健に関する組織活動を加えた学校保健計画を作成し、組織的かつ効果的に実施できるよう、全教職員で共通理解を図る。
- (2) 児童生徒の実態を定期健康診断や日常の健康観察、保健室の利用状況等を通して、生活習慣の状況やストレス、不安・悩みなどの心の健康問題等についても把握し、集団又は、個人の課題を明確にするとともに、全教職員で共通理解を図る。
- (3) ■ 保健教育は関連する教科や特別活動で行い、健康な生活を実践する能力や態度の育成に努めるとともに、児童生徒がより適切な意思決定・行動選択ができるよう、指導方法・形態を工夫する。
- (4) 児童生徒が健康に関する基礎的な知識や技能の習得を通して、健康問題等に適切に対処し、健康な生活が実践できるよう、学校保健委員会等を通して家庭や地域社会との連携を図る。
- (5) 児童生徒の心身の健康の推進を図るために、計画の立案から実施に至るまでの経過、手順や方法、内容及び活動の成果等について総合的に評価する。

3 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

- (1) 家庭や地域の状況及び児童生徒の食生活の実態を踏まえ、総合的な食に関する全体計画を作成し、発達段階に応じた計画的・継続的な指導を行う。
- (2) 食に関する指導と他の教育活動との関連を考慮し、体験的な学習を重視するなど、発達の段階や個別の実情に応じた指導・助言に努める。
- (3) 学校給食を食に関する指導の生きた教材として活用し、望ましい食習慣及び食に関する実践力を身に付けさせるため計画的・継続的に指導を行う。
- (4) 児童生徒の食育の推進を図るために、計画の立案から実施に至るまでの経過、手順や方法、内容及び活動の成果等について総合的に評価する。
- (5) 食生活の中心である家庭や地域社会との連携をより一層図るとともに、食に関する指導について保護者の理解を深め、実情に即した指導に努める。
- (6) 学校における食中毒や感染症の未然防止に努めるとともに、児童生徒が衛生的な日常生活を送ることができるよう、衛生知識に関する指導と実践的態度の育成を図る。

4 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成
(1)学校安全計画の取組状況を定期的に点検し、次の対策につなげていくPDCAサイクルを確立しながら、学校安全計画を見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めるよう努める。 (2)■各校の実情に応じて想定される危険等を明確にし、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確に対応するため、危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、常に実践的なマニュアルになるよう訓練・評価・改善を繰り返し行うよう努める。 (3)コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行い、地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等に努める。 (4)安全教育及び安全管理の取組を効果的に進めるために、全教職員で共通理解を図るとともに、役割を明確にした校内体制を整備し、学校安全計画に基づき、教育活動全体を通して、安全教育を意図的・計画的に行うよう努める。

参考となる資料

○指導参考資料集『「生きる力」を育む学校での安全教育の展開』 (令和4年3月 文部科学省)	
○学校の「学校の危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン (令和3年6月 文部科学省)	
○「生きる力」を育む中学校保健教育の手引 (令和2年3月 文部科学省)	
○「生きる力」を育む小学校保健教育の手引 (平成31年3月 文部科学省)	
○学校安全参考資料 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (平成31年3月 文部科学省)	
○食に関する指導の手引 ―第二次改訂版― (平成31年3月 文部科学省)	
○令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書 (令和7年12月 スポーツ庁)	
○「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 (令和2年3月 国立教育政策研究所)	
○楽しさアップ！子どもの健康づくり事業 運動プログラムガイドブック (令和4年3月 青森県教育委員会)	
○学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン〈令和元年度改訂〉 (令和2年3月 日本学校保健会)	

【重点 5】 生徒指導の充実

実践事項

■は、特に推進すべき事項

1 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
(1)基本的な生活習慣の定着や自己指導能力の育成を図るために、チーム学校として計画的・継続的に取り組む具体的な実践項目を設定し、定期的に実践状況を確認する機会を設ける。 (2)家庭、地域社会、関係機関等との連携及び協働を図り、共に活動する中で、基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成に努める。その際、近隣の同一校種間、幼（保）・小・中・高の異校種間での連携に努める。 (3)個々の児童生徒の実態に応じた指導力の向上を図るために、事例研究・演習などを含めた校内研修の工夫と充実を図る。
2 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級経営の充実
(1)全教職員で共通理解した実践項目について、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、どのように指導していけばよいかをよく話し合い、組織的に指導できる体制を作る。 (2)■児童生徒にとって学校生活の中心である授業において、生徒指導の実践上の視点（「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」）を意識して、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに努める。 (3)生徒指導の実践上の視点を意識した学年・学級経営に努め、学校生活上の諸問題を、自ら積極的に見だし、自主的に解決できるような活動を積極的に取り入れる。
3 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実
(1)教育相談の充実を図るために、心理学の理論やカウンセリングの考え方・技法について研修を行い、児童生徒理解（アセスメント）に基づいた支援の在り方についての理解を深めるよう努める。 (2)他の教職員や他職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割を分担し、積極的に教育相談を行うことに努める。
4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底
(1)学校のいじめ防止基本方針を具体的展開に向けて見直すとともに、いじめの定義や自校におけるいじめの防止等のための取組等について、教職員に限らず、児童生徒、保護者と共通理解を図る。 (2)実効的に機能する学校いじめ対策組織を構築するために、アセスメントシート等を用いて教職員間での情報共有を図ることや、児童生徒や保護者に対して、対策組織の存在及び活動が認識されるような取組を積極的に行う。 (3)■発達支持的・課題予防的生徒指導を推進し、いじめの未然防止や早期発見のための取組の充実を図る。

5 不登校の未然防止及び不登校児童生徒の社会的自立に向けた、個に応じた組織的な支援の充実
(1)児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるよう、「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業づくり」を行い、不登校の未然防止に努める。 (2)個々の児童生徒に求められる自立の姿は実に多様であるため、個に応じた多様な社会的自立に向けて目標の幅を広げた支援を行う。 (3)■児童生徒一人一人の特性や背景等を十分に理解した上で個に応じた支援を行う。支援に当たっては、教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門員や関係機関等と連携し、チームとして取り組む。

参考となる資料

○生徒指導提要
（令和４年12月 文部科学省）



○生徒指導支援資料（１～８）
（令和６年12月 国立教育政策研究所）



○「生徒指導リーフ」シリーズ
（令和３年７月 国立教育政策研究所）



○不登校児童生徒支援に関する検討会議提言書
（令和６年９月 青森県教育委員会）



○いじめ対応の手引き
（平成31年３月 青森県教育委員会）



○生徒指導の一層の充実のために ～「生徒指導提要」より～
（西北教育事務所教育課）



○いじめへの対応について
（西北教育事務所教育課）



○不登校への対応について
（西北教育事務所教育課）



【重点6】 キャリア教育の充実

実践事項

■は、特に推進すべき事項

1 キャリア教育指導体制の整備・充実

- (1) キャリア教育の推進・充実に向けて、校長のリーダーシップの下、校内の組織体制を整備し、キャリア教育担当者や進路指導主事を中心に、全教職員が共通の認識に立って指導計画を作成し、協力して指導に当たる。
- (2) 教職員全体の指導力向上を図るために、校内研修等を充実させ、研修内容はできる限り実践を進める教師の希望や必要感を生かしたものを設定する。
- (3) 教育活動全体をキャリア教育の視点で捉え、体系的・系統的な全体計画（明確なゴール設定）と年間指導計画（具体的な指導及び活動過程の明示）を作成する。作成した計画は、PDCAサイクルにより随時見直し、改善・充実を図る。

2 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

- (1) ■「あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」などを活用し、児童生徒が活動の過程を記述して振り返ることを通して、自己の成長や変容を把握し、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりするとともに、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校及び特別支援学校のつながりを明確にする。
- (2) キャリア・カウンセリングは、年間指導計画で実施時期を明示し、計画的に実施する。小学校では、課題や問題に対して対処する力や態度を発達させ、自立的に生きていけるように支援する。中学校では、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら行い生徒自ら積極的に進路を選択できるように支援する。

3 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

- (1) 児童生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育を学校教育活動全体で行う。
- (2) 勤労や職業について理解を深め、将来の生活や社会生活と関連付けながら、見通しをもたせたり、振り返ったりする機会や、進路選択について意思決定の場を設けることにより、児童生徒が自ら主体的にキャリア形成できるように努める。
- (3) 体験活動においては、直前・直後の指導のみにとらわれるのではなく、学年1年間や入学から卒業までなどの中・長期的な期間で、教科の指導や生活のルールに関する指導等を有機的に体験活動につなぐための事前・事後指導の充実を図る。
- (4) キャリア教育実施に当たっては、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を家庭や地域と共有し、その育成に向けて、連携・協働に努める。

参考となる資料

○中学校・高等学校キャリア教育の手引き
(令和5年3月 文部科学省)



○小学校キャリア教育の手引き
(令和4年3月 文部科学省)



○「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える「キャリア教育」
(パンフレット)
(平成28年3月 国立教育政策研究所)



○キャリア教育が促す「学習意欲」(パンフレット)
(平成26年3月 国立教育政策研究所)



○学校の特色を生かして実践するキャリア教育(パンフレット)
(平成23年11月 国立教育政策研究所)



○あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～
(令和元年12月 青森県教育委員会)



○キャリア教育の指針(実践編)
(平成26年3月 青森県教育委員会)



○キャリア教育の指針(総論編)
(平成24年3月 青森県教育委員会)



【重点7】 特別支援教育の充実

実践事項	■は、特に推進すべき事項
------	--------------

1 校内支援体制の充実
(1)■特別支援教育に関する校内委員会を設置し、児童生徒の実態把握に基づき、支援方策を検討する。その際に、障がいのある児童生徒を担当する教師や特別支援教育コーディネーターだけでなく、全教職員の理解と協力が必要なため、適切な校内支援体制の構築に努める。 (2)■特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付け、校内及び関係機関や保護者との連絡・調整等を行う。 (3)特別な配慮を必要とする児童生徒の「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた「手立て」を検討し、組織的な指導に当たる必要がある。その際、特別支援学級や通級による指導における特別の教育課程については、学級の実態や児童生徒の障がいの程度等に応じて編成する。
2 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
(1)個別の教育支援計画を作成する場合には、家庭や関係機関との連携の下、児童生徒一人一人の教育的ニーズや支援内容を明確にし、保護者等の意見を十分に反映させながら、長期的な視点で一貫した支援を行うためのそれぞれの役割を具体的に記載するとともに、支援状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。 (2)個別の教育支援計画に基づき、家庭や関係機関との緊密な連携の下に支援を行うよう努めるとともに、保護者の同意を得た個人情報 の適切な取扱いと保護に留意し、切れ目のない支援が行われるよう、進学先まで引き継ぐ。
3 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
(1)各教科等の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、自立活動の内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、指導することができるような、個別の指導計画を作成する。 (2)個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に生かす。
4 交流及び共同学習による相互理解の促進
(1)交流等を計画するに当たっては、相互の関係者間でその意義や教育的効果について十分理解し合い、教育的ニーズに応じた内容・方法を十分に検討する。 (2)交流等を実施するに当たっては、交流及び共同学習の指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障がいのある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的・計画的・継続的に実施する。

参考となる資料

○生徒指導提要
（令和4年12月 文部科学省）



○障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた
学びの充実に向けて～ （令和3年6月 文部科学省）



○個別の教育支援計画の参考様式
（令和3年6月 文部科学省）



○交流及び共同学習ガイド
（平成31年3月 文部科学省）



○インクル DB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）
（国立特別支援教育総合研究所）



○発達障害教育推進センター
（国立特別支援教育総合研究所）



○特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための教育相談
ガイドブック （令和4年3月 青森県教育委員会）



○特別な教育的ニーズのある生徒の中学校から高等学校への支援の引継ぎのために
（リーフレット） （平成31年1月 青森県教育委員会）



○青森県教育支援ファイル（「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」）作成
の手引き 改訂版 （平成30年3月 青森県教育委員会）



○障害のある子供の就学事務について－基本的な考え方と関係様式の作成－
（平成26年3月 青森県教育委員会）



○青森県特別支援教育情報サイト
（青森県教育庁学校教育課）



○通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への対応
（西北教育事務所教育課）



【重点8】 環境教育の充実

実践事項

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
(1)児童生徒が地域の自然環境の特色などに目を向け、自ら考えられるようにするために、全教職員が、環境教育の必要性を認識し、環境教育への取組についての共通理解と協力体制づくりを行う。 (2)環境教育の目標と学校教育目標とを関連付けて全体計画等を作成し、各教科等間の関連を図りながら、環境教育に係る指導を工夫する。
2 地域の環境の実態に即した指導の工夫
(1)児童生徒の発達の段階や生活環境等に対応し、実態に応じた教材を選択・開発し、ICT を活用した学習活動の充実を図るなど、探究的な学習を積極的に取り入れた指導を工夫する。 (2)具体的な活動や体験を重視するとともに、身近にある環境を様々な視点に立って把握し、地域環境の教材化や校種間の連携など、地域性を生かした指導を展開する。
3 環境に関わる体験活動の充実
(1)身近な自然や社会環境に触れる直接的・具体的な体験活動を重視し、体験活動の際には、環境教育のねらいのもと事前・事後指導を充実させ、児童生徒の意識化・行動化に向けた指導の工夫や改善につなげていく。 (2)児童生徒の環境問題への理解を深化させたり、解決に向けた行動を身に付けさせたりするため、社会教育施設や外部人材等を積極的に活用する。

参考となる資料

○学びをつなげる環境教育 ESD の視点から環境教育を捉えなおす (環境省)	
○環境教育・ESD 実践動画 100 選 (環境省)	
○持続可能な開発のための教育(ESD) 推進の手引 (令和3年5月改訂 文部科学省国際統括官付日本ユネスコ国内委員会)	
○環境教育指導資料【中学校編】 (平成28年12月 国立教育政策研究所)	
○環境教育指導資料【幼稚園・小学校編】 (平成26年10月 国立教育政策研究所)	

【重点９】 国際化に対応する教育の推進

実践事項

■は、特に推進すべき事項

1 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

- (1) 児童生徒の興味・関心や発達の段階に応じ、郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等を素材にした教材の開発や、それらを活用した指導に努める。また、児童生徒に学ばせたいことを明確にした上で、地域体験活動の経験を積み重ねることができるよう工夫する。
- (2) 我が国と諸外国の文化や風土等の類似点や相違点を理解させるとともに、それらを育んできた国々のよさに体験的に気付かせる指導に努める。

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

- (1) ■外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。言語活動の題材を取り上げるに当たっては、児童生徒の発達の段階や知的好奇心を踏まえた上で、児童生徒が、自分の考えや気持ちなど、実際に相手に伝えたい内容についてコミュニケーションすることができるような活動となるよう配慮する。
- (2) 外国語指導助手や外国語に堪能な地域の人材等を活用し、児童生徒が、授業を通して身に付けた知識・技能を実際のコミュニケーションにおいて活用する機会を繰り返し設定する。
- (3) 外国語によりコミュニケーションを図る資質・能力を養うために、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を明確に設定し、外国語で伝え合う必然性をもたせる。このような言語活動の中で、児童生徒自身が思考・判断・表現することを繰り返すことを通じて生きて働く知識・技能を習得できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める。
- (4) 小・中・高等学校の接続が円滑になされるよう、外国語教育における校種間の共通点や相違点を理解するとともに、系統性のある指導を行う。

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

- (1) 外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍児童生徒に対して、言語や文化的な背景を十分に考慮し、適応指導に努める。年間を通じて計画的・継続的に指導することができるよう、特別の教育課程を編成したり、関係機関や支援団体と連携するなど、適切に対応する。
- (2) 児童生徒が異なる文化を理解したり、考え方を広げたりすることができるように、地域に暮らす外国人や外国の生活経験者等との交流活動を積極的に推進するよう努める。
- (3) 諸外国の姉妹・友好提携校との交流に当たっては、その目的を明確にし、長期的展望に立って進めるとともに、ICTを活用するなどして、交流の仕方を工夫する。

参考となる資料

-
- 令和５年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について
(令和６年８月 文部科学省 総合教育政策局国際教育課)



-
- 外国人児童生徒受入れの手引き（改訂版）
(平成31年３月 文部科学省)



-
- 小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック
(平成29年６月 文部科学省)



-
- 各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き
(平成25年３月 文部科学省)



-
- 令和５年度全国学力・学習状況調査（報告書）
(令和５年８月 国立教育政策研究所)



-
- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
小学校外国語・外国語活動（令和２年３月 国立教育政策研究所）



「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
中学校外国語（令和２年３月 国立教育政策研究所）



-
- 英語教育ポータルサイト（「えいごネット」）(<http://www.eigo-net.jp/>)
（（財）英語教育協議会（E L E C）（文部科学省協力））



-
- 学びの質を高める授業スタンダード実践編
(令和３年３月 青森県教育委員会)



-
- 学びの質を高める授業スタンダード
(令和２年３月 青森県教育委員会)



-
- AOMORI ENGLISH PACKAGE
(令和６年３月青森県小・中学校外国語教育充実検討委員会)



-
- 外国につながる子どもの教育支援ガイドブック
(令和５年３月 ひろだい多文化リソースルーム)



【重点 1 0】 情報化に対応する教育の推進

実践事項

■は、特に推進すべき事項

1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

- (1)情報モラルを含む情報活用能力を効果的に育成するために、児童生徒の発達の段階や各教科等の学習内容と関連付けた年間指導計画を作成し、系統的・体系的な指導を行う。
- (2)小学校においては、学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるための論理的思考力を身に付けるための学習活動を設定する。
- (3)中学校においては、小学校段階の基礎の上に、活用する情報や情報手段を生徒に選択させ、より主体的に課題を発見し探究する学習活動を設定する。
- (4)情報教育を計画的・継続的に推進するために、各校の実態に応じて校内研修の機会を計画的・継続的に確保し、個々の教員の I C T 活用指導力の向上及び情報教育の推進に対する共通理解を深める。

2 学習指導における I C T の適切な活用の推進

- (1)■教科の学習目標を達成するために、I C T の活用場면을学習過程に適切に位置付け、I C T を“すぐにでも”“どの教科等でも”“誰でも”活用できる環境を整え、日常的に活用させるよう努める。
- (2)学習の様々なデータを可視化することなどにより、特に指導が必要な児童生徒の早期発見や児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など指導の改善に努める。
- (3)デジタル教科書と質の高い多様なデジタル教材など、紙とデジタルの適切な役割分担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を進める。
- (4)I C T の活用に対して、教職員の共通理解を図り、積極的かつ柔軟に取り組むよう努める。

3 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

- (1)情報通信ネットワーク等を活用して、効果的な学びの在り方及び児童生徒に対する、教育の質の向上や学校経営の改善と効率化をねらいとした教育の情報化に向けた、実践的な研究を進める。

4 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

- (1)児童生徒の発達段階を考慮し、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度について考えさせる学習活動を組織的に実施するとともに、それを指導する教員の指導力向上に努める。
- (2)■学校と家庭における情報モラルに対する理解又はインターネットの危険性を共有することが大切であるため、保護者会や情報モラル教室などの機会を通して、家庭への周知を図るとともに、地域社会及び関係機関等とも連携しながら指導の充実に努める。

○教育の情報化・G I G Aスクール構想の推進
（令和 7 年 5 月 文部科学省）



○教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
（令和 7 年 3 月 文部科学省）



○教育の情報化に関する手引－追補版－
（令和 2 年 6 月 文部科学省）



○情報モラルに関する指導の充実に資する〈児童生徒向けの動画教材、
教員向けの指導手引き〉・〈保護者向けの動画教材・スライド資料〉等
（文部科学省）



○情報モラル教育ポータルサイト
（文部科学省）



○小学校を中心としたプログラミング教育ポータル
（文部科学省）



【重点 1 1】 研修の充実

実践事項

■は、特に推進すべき事項

1 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

- (1)■教員一人一人が自らの資質向上に向けて主体的・計画的に研修に取り組むよう、指標の趣旨、内容及び研修の方法等について校内で共通理解を図り、指標を踏まえた研修を推進する。

2 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

- (1)全教職員が主体的に研究・研修に参画し、日常的に学び合う機会を醸成するために、校内研修の方法等を工夫する。

3 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

- (1)学習指導要領の趣旨及び内容の理解を深め、各教科等の目標やねらいの実現に向けた創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するため、児童生徒や学校、地域の実態に即した教育課程の編成・実施へと結び付けるための研究・研修を進める。
(2)主体的・対話的で深い学びの視点による授業づくりや指導方法の改善、学習評価の方法等、授業改善するための研究・研修を進めるとともに、実践したことについて評価・検証し、改善に向けて研究を進める。

4 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

- (1)学校評価やアンケート等、各種調査結果などの分析から、自校の実態や教育課題を明らかにし、その課題解決のための具体的な研究計画を立案する。
(2)全教職員の共通理解の下、実践的研究になるよう、校内研修の内容・方法を工夫するとともに、次年度の計画立案に生かせるよう、評価の方法を工夫する。

5 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

- (1)児童生徒や地域社会の実態を適切に把握し、全教職員の協力体制の下で研究を重ね、カリキュラム・マネジメントによる特色ある教育課程を編成する。
(2)家庭や地域の人々の積極的な協力を得て地域社会との連携を深め、地域の教育資源や学習環境を一層活用する。

参考となる資料

○校内研修シリーズ
（国立教育政策研究所）



○研修プランシリーズ～主体的・対話的で深い学びの実現のために～
（国立教育政策研究所）



○「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
（令和2年3月 国立教育政策研究所）



○学習評価の在り方ハンドブック
（令和元年6月 国立教育政策研究所）



○校長及び教員の資質の向上に関する指標等について
（令和5年2月 青森県教育委員会）



○プロジェクト研究データベース
（青森県総合学校教育センター）



【重点 1 2】 複式教育の充実

実践事項

1 指導体制の整備・充実とカリキュラム・マネジメントの確立

- (1)学校課題に基づいて育みたい資質・能力を明確にし、学校の教育目標の達成に向けて、複式の特性を生かすよう指導体制を確立し、全教職員の共通理解の下、児童生徒の指導に当たる。
- (2)学校の教育目標と各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、教科等横断的な視点で、教育目標達成に必要な教育の内容を組織的に配列する。
- (3)教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用し、合同学習、集合学習、交流学習を取り入れるなどの工夫をする。
- (4)家庭や地域社会に積極的に働きかけ、地域と連携して教育活動の推進に努める。

2 少人数や地域社会の特性を生かした教育活動の充実

- (1)一人一人の特性を的確に把握し、日常の授業改善と学習習慣の確立に努め、きめ細かな指導により、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- (2)序列化・固定化されがちな人間関係を改善するために、一人一人に責任ある役割をもたせるとともに、協力しながら主体的に活動する場や自己決定する場、互いのよさや努力を認め合う場を設定する。
- (3)豊かな体験を通して、児童生徒に自信と意欲をもたせ、社会性や向上心、コミュニケーション能力を育成するとともに、学ぶ喜びと充実感を味わわせる。

3 効果的な学習指導の推進

- (1)一人一人の学習状況を的確に把握し、実態に即した学習活動が展開できるよう、個に応じた具体的な到達目標を設定するとともに、評価結果の累積・活用に努め、指導と評価の一体化を図る。
- (2)主体的な学習活動が展開されるよう学習環境を整備し、身に付けさせたい資質・能力を明確にした学習計画を立てる。また、教材・教具、I C Tを効果的に活用して児童生徒の主体的な学びを支える。
- (3)直接指導では、児童生徒が課題を的確につかみ、解決の見通しをもてるような工夫をするとともに、一人一人のつまずきに対応するなど個に応じた指導に努める。
- (4)間接指導では、自力解決に向けて主体的に学習に取り組む態度が身に付くよう、学習の手順や話合いの仕方について、繰り返し指導する。
- (5)直接指導と間接指導を効果的に行うために、「ずらし」や「わたり」がある学習過程やグループ学習、ペア学習、ガイド学習等の多様な学習形態を取り入れる。
- (6)異学年同内容の指導では、学年ごとのねらいを達成できるよう、指導の手立てを工夫し、学年に応じた適切な指導を心がける。

4 研修の充実

- (1)校内での授業研究等を通して、日常の取組の成果と課題を明らかにしながら、全教職員の共通理解の下、実践的な研修を積み重ねる。
- (2)複式学級を有する学校との連携や各種研修会から得た情報を校内で共有し、自校の実態に基づいて、研修成果を日常の授業実践に生かすよう努める。

参考となる資料

○指導資料集第 40 集　へき地・複式教育ハンドブック（事例編）
（令和 4 年 3 月　青森県教育委員会）



○指導資料集第 39 集　へき地・複式教育ハンドブック（一般編）
（平成 31 年 3 月　青森県教育委員会）



○指導資料集第 38 集　へき地・複式教育ハンドブック
（社会科・理科・生活科編）（平成 29 年 3 月　青森県教育委員会）



2 各種手続き等

〔1〕 学校訪問について

1 基本方針

県教育委員会、西北教育事務所の学校教育指導の方針と重点を踏まえ、管内小・中学校の現状と教育課題を把握するとともに、その解決のために指導・助言を行い、教育水準の向上に資する。

2 訪問の実施

訪問は、次のように実施する。ただし、五所川原市教育委員会及びつがる市教育委員会管内の学校は、それぞれの教育委員会が別に実施する（随時訪問を除く）。

○ 前期計画訪問

(1) 目的

- ア 学校運営、教育課程の管理等にかかわる現状把握と課題解決について指導・助言する。
- イ 学習指導、生徒指導等にかかわる諸問題を把握し、指導・助言する。
- ウ 「学校教育指導の方針と重点」に基づき、特に推進すべき事項等について周知する。

(2) 時期・回数

- ア 5月下旬から7月中旬までを原則とする。
- イ 1校につき年1回実施する。

(3) 日程

- ア 午前又は午後の半日日程とし、日程の詳細については、各学校の実情に応じて適宜編成する。
- イ 午前日程の開始時刻は9時以降、午後日程の開始時刻は13時30分以降とする。

(4) 内容

- ア 校長等との話合い（45分程度）
 - ・学校の教育課題、学校経営、学校運営の方針について
 - ・学校の教育課題解決のための具体的な方策や実践について
 - ・教育課程の編成、実施、評価、改善等について
 - ・学習指導（学力の実態把握と向上対策を含む）、生徒指導等について
 - ・働き方改革の取組について
 - ・西北教育事務所からの説明（15分）
- イ 授業参観（小：45分間 中：50分間）
 - ・1単位時間で全ての学級を参観する。
（道徳科及び学級活動については、前期・後期計画訪問を通して1回以上実施する。）
- ウ 諸表簿の閲覧（45分程度）
 - ・指導要録（様式2は前年度の内容を閲覧します。今年度の様式2の提示は不要です。）
 - ・出席簿
 - ・各教科・領域等の年間指導計画、小（中）学校外国語科CAN-DOリスト
 - ・道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動、食に関する指導、環境教育、キャリア教育の全体計画
 - ・学校安全計画、学校保健計画、消防計画
 - ・いじめ防止基本方針（防止プログラム・対処マニュアルを含む）
 - ・危機管理マニュアル、スタートカリキュラム（小学校）
- エ 西北教育事務所からの講評（5分）

(5) 計画書等の提出について

- ア 前期計画訪問計画書（様式1）1部と授業一覧1部を、訪問日の1週間前までに、教育事務所長宛て提出する。（メールによる提出も可）
- イ 授業一覧には、年組、教科等、題材名、ねらい、授業者名、授業場所を記載する。
- ウ 当該教育委員会教育長宛て計画書を1部提出する。

(6) 訪問日について

訪問日については、教育事務所が学校訪問日調査票に基づいて調整し、決定した訪問日を当該教育委員会教育長、学校長宛て通知する。

○ 後 期 計 画 訪 問

- (1) 目的
 - ア 各学校の研究計画に基づく課題解決のための指導・助言を行う。
 - イ 学習指導、生徒指導等にかかわる諸問題を把握し、指導・助言する。
- (2) 時期・回数
 - ア 8月下旬から12月上旬までとする。
 - イ 1校につき年1回実施する。
- (3) 日程
 - 1日日程とし、開始は9時以降とする。日程の詳細については、各校の実情に応じて適宜編成する。
 - ※ 指導・助言内容等作成のため、昼食と休憩時間を合わせて90分～120分程度設定する。
- (4) 内容
 - ア 一般授業
 - ・一般授業と提案授業で原則全教員の授業を実施し、同一の教科等に偏ることがないように配慮する。
 - (道徳科及び学級活動については、前期・後期計画訪問を通して1回以上実施する。)
 - ・研究主題との関わりを踏まえた指導案(略案)を作成する。
 - ・指導案(略案)には、単元全体の「主なねらいと評価の観点」を必ず入れる。(道徳科、学級活動以外)
 - イ 提案授業
 - ・研究主題、研究仮説に即した授業となるよう配慮し、指導案(細案)を作成する。
 - ・参観者に授業研究の視点を示す。
 - ウ 校長等との話し合い(30分程度)
 - ・前期計画訪問後の取組状況や学力の状況について
 - ・生徒指導について(不登校・問題行動等の現状と対応)
 - ・西北教育事務所からの説明(5分)
 - エ 諸表簿の閲覧(30分程度)
 - ・健康診断票
 - ・出席簿
 - ・個別の教育支援計画、個別の指導計画
 - ・前期計画訪問で指導を受けて訂正・修正した部分がある場合は該当する表簿
 - オ 一般授業分科会
 - ・一般授業に対する助言の場として、担当指導主事別の分科会を15分以上学校規模に応じて設定する。
 - カ 全体会
 - ・研究協議の前に西北教育事務所から説明の時間(10分程度)を設定する。
 - ・これまでの校内研究の推進状況について、学校から説明の時間(5分程度)を設定する。
 - ・研究協議会においては、協議の視点を示すなどして、話し合いを焦点化し、研究仮説による検証や成果と課題の明確化、今後の方向性の共通理解など、協議内容の充実を図る。
 - ・提案授業に対する指導・助言の時間(15分程度)を設定する。
 - キ 西北教育事務所からの総括・講評
 - ・総括・講評の時間(5分程度)を設定する。
 - ※ ア～キの日程及び内容については学校の実情に合わせて各学校で計画する。
- (5) 計画書等の提出について
 - ア 後期計画計画訪問計画書(様式2)、学習指導案【一般授業(略案)、提案授業(細案)】及びこれらに関する資料は、訪問日の1週間前までに訪問者数に2を加えた部数を、教育事務所長宛て提出する。(メールによる提出も可)
 - イ 当該教育委員会教育長宛て計画書を1部提出する。
- (6) 訪問日について
 - 訪問日については、教育事務所が学校訪問日調査票に基づいて調整し、決定した訪問日を当該教育委員会教育長、学校長宛て通知する。

【例示】一般授業(略案)参考様式

第〇学年 〇〇科学習指導案

日 時：令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
対 象：〇年〇組 計〇〇名
指導者：教諭 〇〇 〇〇

- 1 単元（主題／題材／議題）名：「〇〇〇〇〇〇〇」
- 2 単元（主題／題材／議題）について
- （1）単元の目標
- （2）児童／生徒の実態

【評価の観点の記載について】

〇知識・技能

…知

※ 技能のみの場合

…技

〇思考・判断・表現

…思

〇主体的に学習に取り組む態度

…態

3	主なねらいと評価の観点 ※簡潔に書きます。以下に例を掲載		
時	主なねらい	評価の観点	
1			
2			
3			

- 4 校内研究との関わり

児童生徒の学びの姿を記載する

- 5 本時の学習
- （1）目 標 ・

（2）展 開 〇あくまでも基本的な枠組です。教科等の特質に応じて各学校で工夫してください。

段階 (分)	学習活動 学習内容	児童／生徒の予想 される反応	指導上の留意点 評価
導入 ()	1		
	2		
展開 ()	3		
	4		
	5		
終末 ()	6		
	7		

※ 「3 主なねらいと評価の観点」 記載例

〇 小学校 算数 4 学年 「折れ線グラフ」

時	主なねらい	評価の観点
1	・ 時間の変化に着目して、折れ線グラフの特徴を考えている。	思
2	・ 折れ線グラフのかき方を理解している。	知
3	・ 目的に応じて、適切なグラフに表す方法を理解している。 ・ 目的に応じたグラフを工夫して、表現することができる。	知 思
4	・ 日常生活と関連付けて、グラフを読み取ることができる。	知
5	・ 基本的な問題を解決することができる。 ・ 折れ線グラフのよさを生活や学習に活用しようとしている。	知 態

〇 中学校 保健体育 2 学年 「器械運動（マット運動）」

時	主なねらい	評価の観点
1	・ 基本的な技の学習に自主的に取り組もうとしている。	態
2～3	・ 基本的な技を行うことができる。	技
4	・ 練習の仕方や補助の仕方を理解して行うことができる。	知
5	・ 滑らかな倒立回転跳びができる。 ・ 自分の能力に合わせた練習方法を選んでいる。	技 思
6	・ 組み合わせた技で滑らかに演技することができる。 ・ 一人一人の違いに応じた演技の良さや挑戦を認めようとしている。	知 態

○ 要 請 訪 問

- (1) 目的
校内研修における課題解決のため、当該教育委員会教育長、学校長の要請を受けて訪問し、指導・助言する。各学校においては積極的に要請し、校内研修の充実を図る。
- (2) 時期
要請に応じて、実施する。
- (3) 手続き・期日・内容
 - ア 訪問を希望する場合は、校長又は教頭が西北教育事務所主任指導主事に電話で申込む。(メールによる連絡も可)
 - イ 訪問の期日は、要請する指導主事と連絡を取り合い決定する。決定した訪問日を当該教育委員会教育長、学校長宛て通知する。
 - ウ 訪問当日の日程、内容及び資料の作成等に当たっては要請する学校で計画、作成する。
- (4) 計画書の提出について
要請訪問計画書(様式3)、学習指導案及びこれらに関する資料は、訪問日の1週間前までに訪問者数に1を加えた部数を、教育事務所長宛て提出する。(メールによる提出も可)
また、当該教育委員会教育長宛て計画書を1部提出する。

○ 随 時 訪 問

- (1) 目的
個々の教員等の課題解決のため、本人の希望により学校長の要請を受けて訪問し、学習指導や生徒指導などについて伴走型支援を行う。
- (2) 時期
相談に応じて、随時実施する。
- (3) 手続き・期日・内容
 - ア 訪問を希望する場合は、校長又は教頭が西北教育事務所主任指導主事に電話で申込む。(メールによる連絡も可)
 - イ 訪問の期日や内容等については、訪問を希望する教員等と担当する指導主事が連絡を取り合い決定する。決定した訪問日を学校長宛て通知する。
- (4) 訪問の事前提出物について
訪問に必要な資料(指導案等)がある場合は、事前に担当する指導主事宛てメールにて提出する。

[様式1] 前期計画訪問計画書（A4判縦）

令和 年 月 日

学校 校長 氏 名
(公印省略)

西北教育事務所長 殿

前期計画訪問計画書の提出について

1 訪問月日

令和 年 月 日 ()

2 訪問者

所属 職名 氏名

3 日程

(1)校長等との話合い

○:○ ~ ○:○

(2)授業参観

○:○ ~ ○:○

(3)諸表簿の閲覧

○:○ ~ ○:○

(4)西北教育事務所からの講評

○:○ ~ ○:○

※

上記に限らず、日程及び内容については学校の実情に合わせて各学校で計画する。

4 授業一覧

《別紙でもよい》

[様式2] 後期計画訪問計画書（A4判縦）

令和 年 月 日

学校 校長 氏 名
(公印省略)

西北教育事務所長 殿

後期計画訪問計画書の提出について

1 訪問月日

令和 年 月 日 ()

2 訪問者

所属 職名 氏名

3 日程

(1)校長等との話合い

○:○ ~ ○:○

(2)一般授業

○:○ ~ ○:○

(3)提案授業

○:○ ~ ○:○

(4)諸表簿の閲覧

○:○ ~ ○:○

(5)一般授業分科会

○:○ ~ ○:○

(6)全体会

○:○ ~ ○:○

(7)西北教育事務所からの総括・講評

○:○ ~ ○:○

※

上記に限らず、日程及び内容については学校の実情に合わせて各学校で計画する。

[様式3] 要請訪問計画書（A4判縦）

令和 年 月 日

学校 校長 氏 名
(公印省略)

西北教育事務所長 殿

要請訪問計画書の提出について

1 訪問月日

令和 年 月 日 ()

2 訪問者

所属 職名 氏名

3 日程

・

○:○ ~ ○:○

・

○:○ ~ ○:○

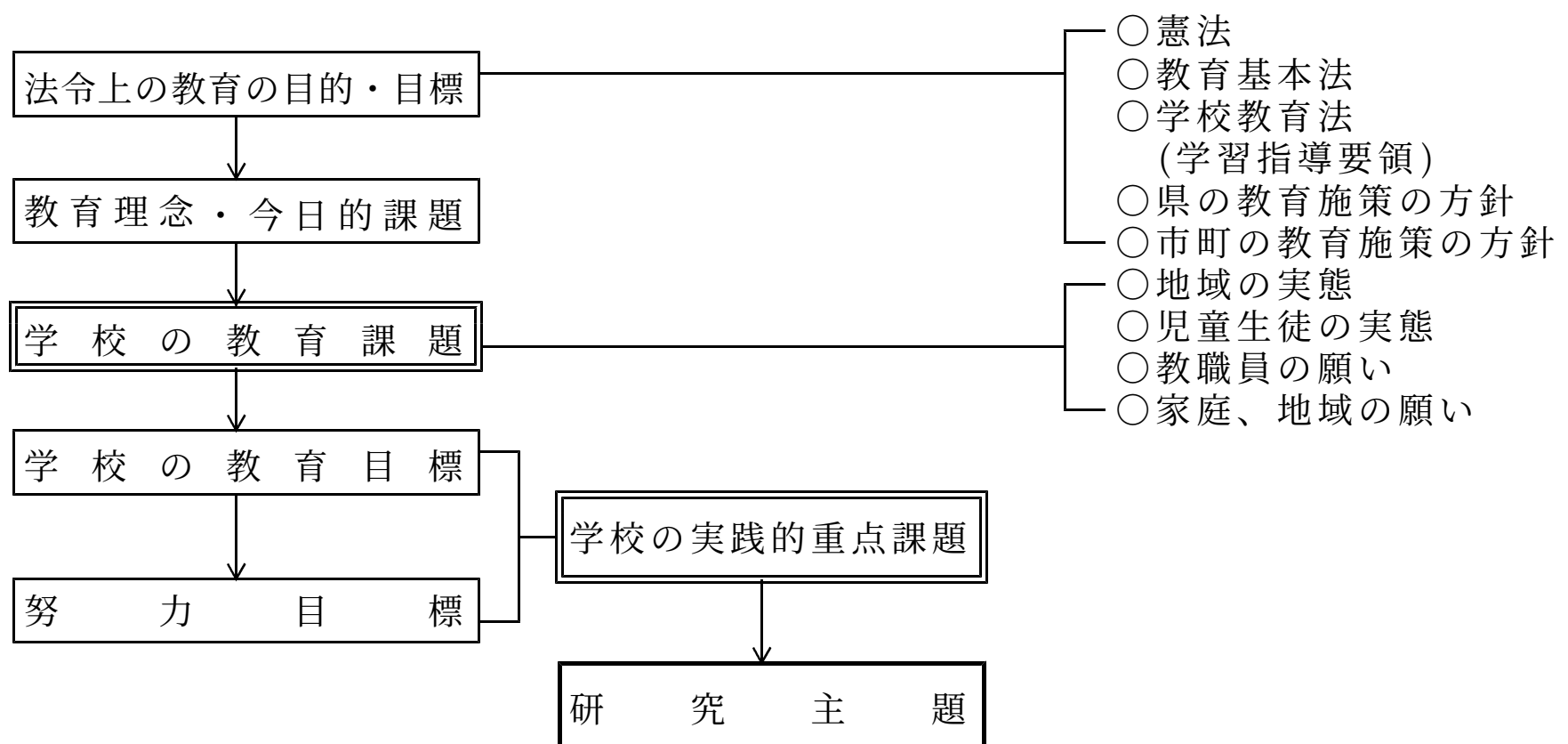
4 要請内容

※ 計画訪問や要請訪問において、特に指導を受けたい事項がある場合は、1～2項目に絞り、具体的に記入する。その場合は、訪問する指導主事と連絡をとり、説明に必要な時間を日程に追加する。

〔2〕 校内研究について

1 研究主題設定の手順

研究主題を設定するまでの手順を図示すると、次のようになる。



(1) 学校の教育課題のとらえ方

『学習指導要領解説 総則編』に「各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。」と示されている。

学校の教育課題とは、教育目標の実現や教育課程の改善のための各学校が抱える諸問題であると位置付ける。

(2) 学校の実践的重点課題のとらえ方

学校の実践的重点課題は、教育目標と努力目標の関連から導き出され、一定期間内に達成されることを前提とした重点的、具体的な達成目標ともいえるべきものであり、教育目標を達成するために実践すべき最も身近で切実な課題である。

(3) 学校の実践的重点課題と研究主題との関連

学校の実践的重点課題の中から最も重要で、かつ緊急度の高いものを取り出し、それを目的と方法の形で、簡潔明瞭に要約したものが研究主題である。

2 授業研究の充実のために

校内研究では、研究授業とその前後の研究協議会が主な研究の機会となっている。この一連の授業研究を通して、授業改善や実践的指導力の向上に結び付けることが大切である。

(1) 授業中の児童生徒の学ぶ姿から、授業の在り方を共に話し合う。

授業について話し合う時には、教科等の指導の方法や技術等について話し合うだけでなく、同じ目標を目指して共に研究しているという立場から、児童生徒の学ぶ姿を見取って指導の在り方を話し合うことが必要である。児童生徒が主体的に学んでいる姿やつまづいている姿を見取る力は教員として重要な資質であり、児童生徒の学ぶ姿に基づいて話し合うことで指導上の課題が共有される。

(2) 授業参観の視点、研究協議の視点を示して実践を次につなげる研究の在り方を共に話し合う。

学習指導案を検討する時には、本時の指導の内容や展開だけではなく、研究仮説を踏まえてねらいとする児童生徒の姿や目指す資質・能力を整理することが大切である。それは、本時の授業参観の視点として具体化され、その後の研究全体を貫く柱につながるものとなる。あらかじめ観察する児童生徒を役割分担しておくなど、記録の取り方等を工夫する。また、研究協議では、研究仮説に基づいて協議の視点を示すとともに、観察記録を基にグループ協議を取り入れるなどして、話し合いの活性化を図り、成果や課題について全体で共有、今後の方向性を確認した後に個人の振り返りをして自身の授業改善につなげることが大切である。

3 校内研究計画書

(1) 様式（A4判縦1～2枚）

令和8年度 校内研究計画書	
	・学校名 ・学級数 ・校長氏名 ・研究教科等
1	研究主題（例）「〇〇〇〇のための〇〇〇〇についての研究」 （目的）（方法） ＊実践的重点課題の中から最も重要で、かつ緊急度の高いものを取り出して研究主題を設定する。 ・研究の目的、方法が分かるように記述する。 ・副題を設定する場合は、研究の具体的な手立てや内容について記述する。
2	研究主題設定の理由 ＊学校の実践的重点課題の中から研究主題を設定した理由を記述する。 (1) 教育目標との関連から (2) 児童生徒の実態から (3) 指導の反省から
3	研究目標 （例）「〇〇〇〇において、〇〇〇〇のために、〇〇〇〇が有効であることを実践的に明らかにする。」 （場・内容）（目的）（方法） ・この目標を通して、何を明らかにしようとするのかを記述する。
4	研究仮説 （例）「〇〇〇〇において、〇〇〇〇することによって、〇〇〇〇になる。」 （場・内容）（方法）（目的） ・この仮説によって、児童生徒がこのように変わるのではないかという見通しを記述する。 ・検証する際の基盤となるように記述する。 ・研究目標を達成するために研究すべき内容を限定して記述する。
5	研究の概要 (1) 研究内容 ・研究目標を達成するために研究すべき内容を限定して記述する。 (2) 研究方法 ・組織や主たる研究方法について記述する。 (3) 検証方法 ・研究仮説を踏まえた検証方法を具体的に記述する。 (4) 年次計画 ・今年度の位置を明確にする。（〇年計画の〇年目かが、分かるように）
6	本年度の研究計画 ・月日 ・内容 具体的な研究内容の他に一般研修についても簡単に記述する。 ・方法 研究の各段階で主として活用される研究方法について記述する。

(2) 備考

ア 上記の様式を参考に作成し、当該教育委員会教育長及び西北教育事務所長宛てデータで提出する。
[事務所宛て提出メールアドレス：seihoku_gakkyo@pref.aomori.lg.jp]

イ 提出締切日は、令和8年5月20日(水)とする。

※ 校内研修と校内研究

校内研修は教職員の資質能力を高める上での基盤である。特に、教職に関する専門的事項についての研修を組織的、計画的、発展的に進め、その成果を日常の教育活動に活用されるよう努めることが大切である。また、今日的な教育課題について十分把握し、柔軟に対応できるよう研修に努めたい。

校内研究は、学校の実践上の課題を取り上げて研究主題を設定し、全校体制で取り組む研究活動である。校内研究は校内研修に内包され、その中核である。

校内研修計画を作成する際には、「校内研究として取り上げる内容」「一般研修として取り上げる内容」「校外研修と関連させる内容」を明確にするとともに、校内研修を推進するための機構や校内研究に取り組む日常の研究体制等について自校の教育計画に位置付ける必要がある。

また、「校内研究計画書」は、研究主題、研究概要等について簡潔に記載し、校内研究の全体像を確認したり振り返ったりするなど、常に活用を図ることが大切である。

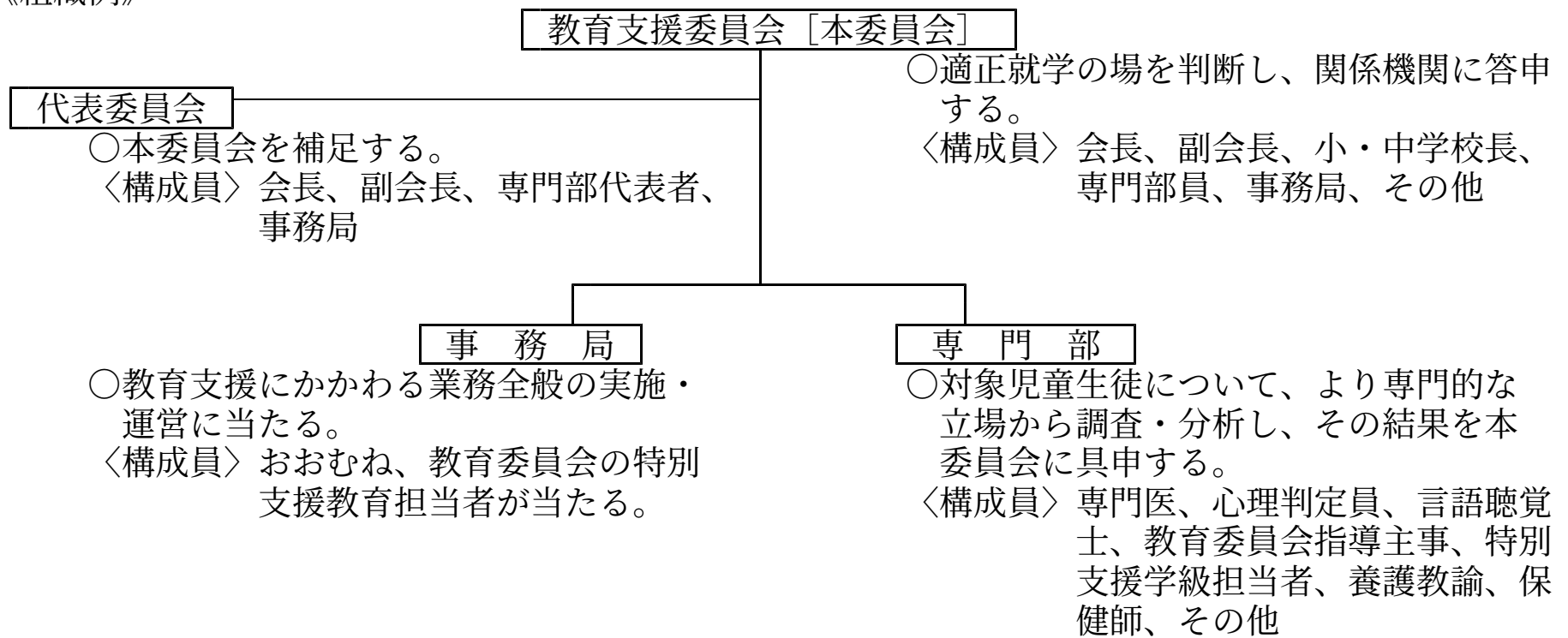
〔3〕 教育支援委員会について

管内の各教育委員会では、教育支援委員会が設置され、障がいのある児童生徒の適正就学のための支援及び指導が行われている。

適正就学及び一貫した支援について、関係機関との連携・協力を密にし、一層の充実に努める。

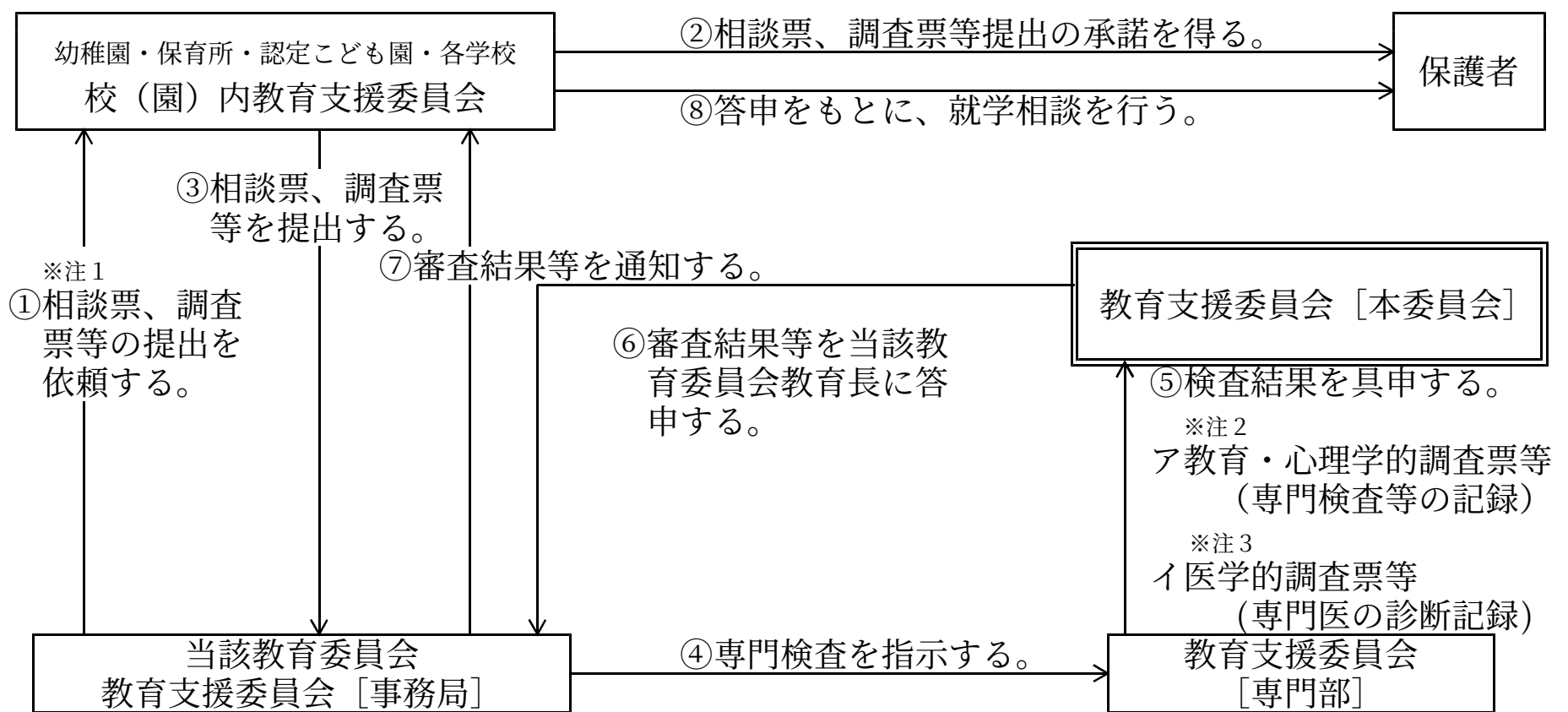
1 組織及び構成員

《組織例》



2 適正就学への作業手順

《手順例》



※注1、※注2、※注3は、それぞれ以前のA票、B票、C票に相当する。

《留意点》

- 適性診断に必要な時間を十分確保するため、活動をできるだけ早期に開始する。
- 学校から教育支援委員会〔事務局〕への就学相談票等の提出に当たっては、保護者との話し合いを十分に行い、承諾を得る。
- 専門部の検査においては、標準化された諸検査（知能検査、発達検査、社会生活能力検査等）を厳密に行うとともに、成育歴及び現在の心身の状態、行動、家庭環境等について調査、観察を十分に行い、多角的な情報を収集する。
- 教育支援委員会〔本委員会〕の総合判断は、上記の情報をもとに総合的見地から慎重に行う。
（就学に関する当該教育委員会の判断と保護者の意見が異なる場合には、青森県教育委員会が設置した教育支援委員会に助言を求めることができる。）

※ 「障害のある子どもの就学事務について（平成26年3月青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室）」を参照してください。

《教育相談機関》

下記の各相談機関では、乳幼児及び児童生徒の成長や発達、養育、就学、進路等について、保護者やこどもに関わる方々の様々な不安や疑問に対し、随時、相談の窓口を開いています。

- 青森県教育委員会では、専門の教育関係者が相談員となって、「地区就学相談・教育相談会」を実施しています。保護者をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校の教職員も利用することが可能です。

＊五所川原会場 五所川原市立南小学校 令和8年7月28日（火）

＊つがる市会場 つがる市立向陽小学校 令和8年7月30日（木）

- 県立森田養護学校では、教育相談や相談支援を実施しています。

＊電話による相談時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後4時）TEL 0173-26-2610

＊「ねっと！ひまわり」による相談支援があります。

- 青森県総合学校教育センター特別支援教育課においても、教育相談を実施しています。

時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後5時） TEL 017-764-1991

- 五所川原市教育委員会、つがる市教育委員会では、下記の特別支援学級及び通級指導教室を設置し、教育相談に応じています。

＊五所川原市立五所川原小学校 病弱学級 TEL 0173-35-2767

（長期入院している児童のために、つがる総合病院内に設置しています。）

＊五所川原市立中央小学校 通級指導教室（まなびの教室） TEL 0173-34-4047

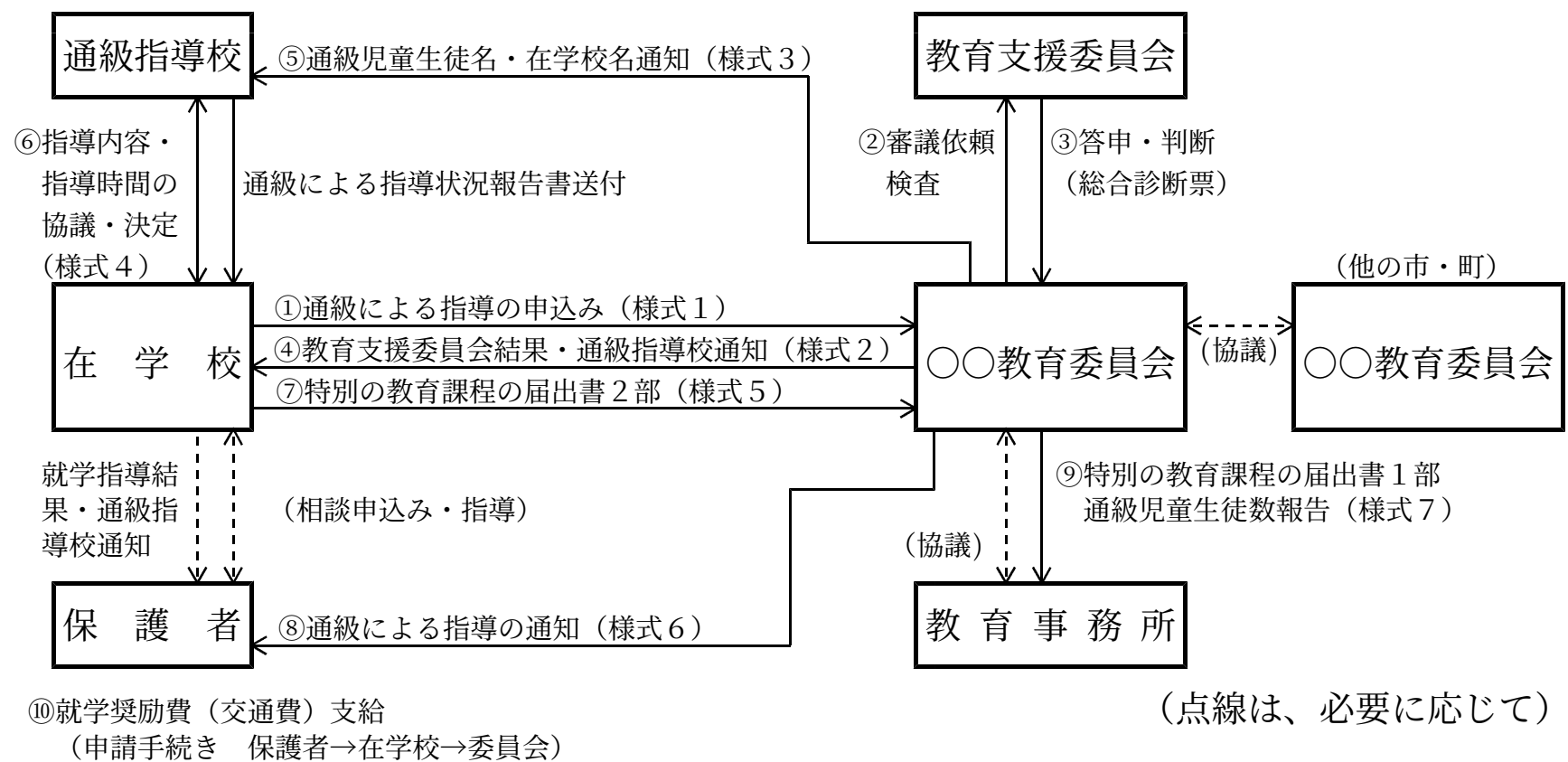
＊つがる市立向陽小学校 通級指導教室（ことばの教室） TEL 0173-42-2063

＊つがる市立木造中学校 通級指導教室 TEL 0173-42-3250

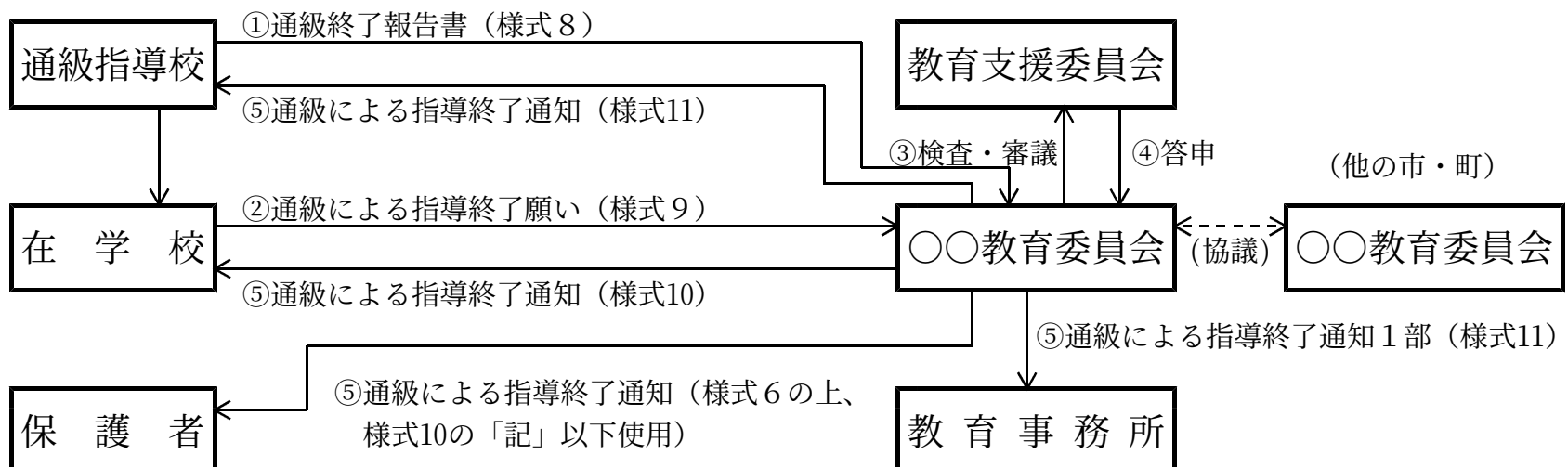
《通級による指導の手順》

※ 利用される場合は、当該児童生徒の在籍する学校を所管する市町教育委員会へお問合わせください。

1 通級による指導開始（申込み）経路



2 通級による指導終了経路



※ 様式については、「通級による指導の手引〔新訂版〕実施手続等編（令和7年3月青森県教育委員会）」を参照してください。



〔４〕 特別支援教育巡回相談員制度について

1 制度のねらい

小・中学校等に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実を図る。

〔過去３年間の特別支援学級等指導員・巡回相談員制度及び特別支援教育巡回相談員制度活用状況〕（単位：件）

	特別支援学級からの要請		通常の学級からの要請		校内研修		合計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
令和５年度	21	11	13	0	0	0	45 ※
令和６年度	26	10	14	0	0	1	51 ※
令和７年度	16	7	13	4	2	0	42 ※

※ １回の要請で、特別支援学級の訪問、通常の学級の訪問、校内研修が重複する場合もある。

2 特別支援教育巡回相談員の派遣要請について

- (1) 巡回相談員 管内の特別支援教育に係る専門性の高い教員及び県立特別支援学校の教員
- (2) 要請期間 ６月から１２月末まで
- (3) 要請回数 １校につき原則年１回まで
- (4) 要請内容の例
 - ア 児童生徒（特別支援学級、通常の学級どちらでも）の実態把握の仕方や支援の仕方
 - イ 授業を参観した上での助言
 - ウ 学級経営上の諸問題への助言
 - エ 教材・教具の作り方と活用の仕方
 - オ 通知票、指導要録、個別の教育支援計画、個別の指導計画、学習指導案、特別の教育課程の届出書、特別の教育課程の実施報告書等の作成の仕方や記入の仕方
 - カ 特別支援教育コーディネーターの役割、校内委員会の運営、全教職員による特別支援教育の推進等への助言
 - キ その他
- (5) 日程
 - ア 特別支援教育巡回相談員も自校の学級を担当していることから、原則として、要請は午後からとする。
 - イ 特別支援教育巡回相談員と学校側との共通理解を図るために、特別支援教育巡回相談員と学校長等との面談を訪問日程の中に組み入れるようにする。

(6) 要請手続

時 期	内 容
４月上旬	・教育事務所は、各学校へ「特別支援教育巡回相談員設置要綱」を配布し、要請を募る。
４月下旬	・各学校は、派遣の有無を教育事務所から出される「特別支援教育巡回相談員派遣要請希望調査票（電子申請・届出システム）」により、一年間を見通した上で回答する。
５月上旬	・教育事務所は、巡回相談員連絡協議会において訪問計画（案）を巡回相談員に提示し、訪問日時及び担当の巡回相談員を調整する。
５月中旬	・教育事務所は、決定した日時と特別支援教育巡回相談員名を要請校に連絡する。
訪問日の２週間前までに	・連絡を受けた学校は、教育事務所へ〔様式１〕及び当該教育委員会へ〔様式２〕を提出する。その際、「特別支援教育巡回相談員派遣要請希望調査票（電子申請・届出システム）」で提出した内容と異なる場合は、 <u>教育事務所担当に電話連絡の上、〔様式１〕と併せて「特別支援教育巡回相談フェイスシート（学校用）」を教育事務所へ提出する。</u>
訪問後２週間以内に	・訪問を受けた学校は、教育事務所及び当該教育委員会へ「巡回相談員活用報告書」を提出する。

3 そ の 他

- (1) 特別支援教育巡回相談員の派遣に要する旅費は、青森県教育委員会が負担する。
- (2) 特別支援教育巡回相談員を派遣要請する際には、管理職と特別支援教育コーディネーターおよび関係する担任・教職員が課題について共通理解を図り、巡回相談の必要性と要請内容について、必ず校内支援会議等で確認すること。

- (3) 派遣を要請する者は、〔様式1（記入例）〕を参考に日程について計画し、助言等を受ける際には、相談者が直接参加するよう特段の配慮をすること。
- (4) 特段の事情がない限り、すべての日程を16時までに終わることができるよう計画すること。

〔様式1（記入例）〕（A4判縦）

				文 書 番 号			
				令和 年 月 日			
西北教育事務所長 殿							
				学 校 名			
				校 長 氏 名			
				(公印省略)			
特別支援教育巡回相談員の派遣要請について							
このことについて、下記のとおり要請します。							
記							
1	日	時	令和	年	月	日 ()	〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇
2	場	所	立	学校			
3	日	程					
(1)		学校との打合せ（児童または生徒の様子について）					〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇
(2)		授業参観等					〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇
(3)		助言・相談・校内研修等					〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇
(4)		学校長等との話合い					〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇
※ 上記に限らず、日程及び内容については学校の事情に合わせて各学校で計画する。なお、(3)に管理職が同席する場合は、(4)を不要とする。							
4	特別支援教育巡回相談員						
	所属校・職・氏名						
5	指導を受けたい内容						
	(箇条書き)						
	・						
	・						

〔様式2（記入例）〕（A4判縦）

				文 書 番 号			
				令和 年 月 日			
〇〇〇〇教育委員会							
教育長 〇 〇 〇 〇 殿							
				学 校 名			
				校 長 氏 名			
				(公印省略)			
特別支援教育巡回相談員の派遣要請について							
このことについて、下記のとおり要請しましたので報告します。							
(以下、〔様式1〕と同様)							
記							
1	日	時	令和	年	月	日 ()	〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇
2	場	所	立	学校			

〔5〕 生徒指導に係る各種派遣手続きについて

- 1 スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の派遣について
- (1) 派遣申請手続の流れ
- ① 派遣を希望する学校は、当該教育委員会に派遣についての旨を連絡し、教育委員会の了承を得る。その後、教育事務所へ電話で連絡する。（対象となる児童生徒の概要、申請理由など）
- ※ 緊急の場合は、学校から直接、教育事務所へ電話で連絡する。
- ② 教育事務所は、派遣する担当ＳＳＷを決定する。
- ③ 学校は、担当ＳＳＷからの電話連絡を受け、派遣日時を調整する。
- ④ 当該教育委員会は、スクールソーシャルワーカー派遣申請書（対象となる児童生徒ごとに作成）を教育事務所に提出する。
- (2) スクールソーシャルワーカーの派遣
- 学校や関係保護者及び児童生徒との面談等を実施し、状況を把握する。
- (3) 対応の協議・決定
- 学校と対応を協議し、今後の方向性を決める。
- (4) その他
- ア 派遣回数に制限は設けない。
- イ 相談者との相談や会議等を設定する場合は、原則としてその時間を60分以内とし、終了時刻を遅くとも18時までとする。
- ウ 電話での問合せ・相談にも対応します。【西北教育事務所 0173-34-2111(297)】

【派遣申請書の様式】（A 4 判縦）

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

西北教育事務所長 殿

〇〇〇教育委員会教育長
(公印省略)

スクールソーシャルワーカー派遣申請書

下記のとおり、スクールソーシャルワーカーの派遣を受けたいので、申請します。

記

1 派遣日時
令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

2 派遣校
〇〇立〇〇〇学校
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
担当職・氏名 〇〇〇 ・ 〇〇 〇〇

3 申請理由

4 派遣内容
ア 問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけ
イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
オ 教職員への研修活動
カ その他 ()
※該当する記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

2 スクールカウンセラー（SC）の緊急派遣について

小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課に配置しているスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣することができる。

(1) 派遣申請手続

市町教育委員会は、スクールカウンセラー緊急派遣申請書（別紙1－2）を県教育委員会教育長宛提出する。なお、申請については事前に教育事務所を通して学校教育課に相談する。

(2) 勤務・相談状況報告

小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る勤務・相談状況報告書（緊急派遣用 別紙3－2）を3部作成し、派遣終了後（派遣期間が複数月に及ぶ場合は各月の最後の勤務が終了するごとに）、速やかに当該教育委員会及び県教育庁学校教育課並びに教育事務所へ1部ずつ提出する。

(3) その他

緊急対応のためのスクールカウンセラーの報酬及び旅費の支給等の手続きは、県教育庁学校教育課が行う。

【緊急派遣申請書の様式】（A4判縦）

(別紙1－2)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

〇〇〇教育委員会教育長
(公 印 省 略)

スクールカウンセラー緊急派遣申請書

下記のとおり、スクールカウンセラーの派遣を受けたいので、申請します。

記

1 派遣日時
令和 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分

2 申請理由

3 勤務場所

4 その他

【勤務・相談状況報告書の様式】（A4判縦）

別紙3－2 スクールカウンセラー勤務状況報告書					
緊急派遣用					
月分					
学校名					
SC名					
従事した日	従事に要した時間				備考
	開始	終了	うち休憩	従事時間	
合計					
前月までの累計時数					
今月までの累計時数					

※ 別紙3－2は、令和7年度から様式に変更がありました。

3 合同サポートチーム（STEP S）の派遣について

合同サポートチームは、「県教育委員会と県警察本部が、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチームを結成し、学校・団体等の要望に応じた数名を派遣することで、教育と警察との合同のチームという特色を生かして、少年非行防止、犯罪被害防止等の取組を支援する」ことを目的として設置されている。少年の非行防止及び犯罪被害防止に関して、集会等での児童生徒への啓発・指導、教員、PTA研修会等での助言、健全育成団体等が主催する会議での講話・情報提供を行うものである。

(1) 派遣申込手続

- ① 学校の担当者から県教育庁学校教育課生徒指導支援グループ担当者に連絡し、内容・日時等について相談する。
 - ② 小・中学校は、「合同サポートチーム派遣申込書」（別紙様式1）を作成の上、派遣希望日の概ね1か月前までに、当該教育委員会に提出する。
 - ③ 市町教育委員会は、学校から提出された「派遣申込書」を教育事務所に提出する。
 - ④ 教育事務所は、「派遣申込書」を県教育庁学校教育課に提出する。
- ※ 全てメールでの提出可

(2) 派遣申込テーマ等

- 派遣申込テーマは以下のとおりとする。ただし、例示テーマ以外については別途派遣先と事務局で協議するものとする。
- ア 少年非行の実態や非行防止に向けた取組
 - イ 初発型非行（万引き・自転車盗）や不良行為（飲酒・喫煙）
 - ウ 薬物乱用防止
 - エ 犯罪被害防止と被害少年の援助
 - オ 不審者の侵入や登下校時の連れ去りなどに対する学校の安全管理
 - カ 非行と少年の心理
 - キ ハイテク犯罪防止及び被害の防止
 - ク 児童虐待やドメスティック・バイオレンスへの対応
 - ケ いじめや暴力行為などの学校内での問題行動
 - コ こどもを非行に走らせない家庭での関わり
 - サ 地域で取り組む少年非行防止

(3) 留意事項

この合同サポートチームは、県教育庁と県警察両機関の職員を合同で派遣し、学校等での取組を支援するものであることから、従来からの非行防止教室等の機会に警察職員のみが学校へ出向いて児童生徒へ講演するなどの取組については、これまでどおり各学校と警察署との連携で行うこととし、合同サポートチームの派遣申込は要しない。

(4) その他

派遣される職員の旅費については、合同サポートチームにおいて対応する。

【合同サポートチーム派遣申込書の様式】（A4判縦）

(別紙様式1)

合同サポートチーム派遣申込書

申込月日 令和 年 月 日

学 校・団体名	
派 遣 希 望	第一希望
年 月 日	第二希望
時 間	第三希望
テ ー マ	
対 象	
場 所	
内 容 (ある程度くわしく)	
申 込 担 当 者 連 絡 先 氏 名	

〔6〕 児童虐待への対応について

文部科学省は、内閣府、厚生労働省と連名で児童虐待に係る情報の管理や学校・教育委員会と児童相談所、警察等との連携に関するルールを次のとおり定めています。

- ・学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。
- ・保護者から、学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携し対応すること。
- ・要保護児童等が休業日を除き、引き続き7日以上欠席した場合には、理由の如何にかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること。

また、令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立（令和2年4月施行）し、親権者等による体罰禁止が法定化されました。

上記を基に、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨むための具体的な対応方法等については次のとおりです（本文中の「児童」及び「こども」等は、児童福祉法及び児童虐待の防止に関する法律上の児童の定義「18歳未満の者」を指します）。

1 虐待とは

虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、いくつかのタイプの虐待が複合していることもあるため注意が必要です。また、ヤングケアラーも放置すれば児童虐待の影響と同様の課題を生じさせる可能性があるため、支援が必要とされます。

【虐待の種類】

身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（けがの有無とは別に、暴行の可能性の有無で判断する）
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（児童ポルノの被写体にすることなども含む）
ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。
心理的虐待	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（兄弟姉妹間での不当なまでの差別、配偶者に対する暴力や暴言（DV）を目撃することなど）

2 学校、教職員等の対応について

学校、教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努める（図1参照）とともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが義務付けられています。ただし、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応や方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村（虐待対応担当課）です。

(1) 重篤な虐待が疑われる場合

虐待は児童の心身の成長に深刻な影響を及ぼし、場合によっては生命に関わることもあるため、以下のア～エに該当するような重篤な虐待が疑われる場合は、速やかに児童相談所に通告しなければなりません。

- ア 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど等）があり、身体的虐待が疑われる場合
- イ 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄等）があると疑われる場合
- ウ 性的虐待が疑われる場合
- エ こどもが帰りたくないと言った場合（こども自身が保護・救済を求めている場合）

通告された保護者が学校に対して「学校が言いつけた」「先生を信じていたのに」などと言ってくることも考えられますが、その場合は、学校には法的な通告義務があることや虐待の有無などの調査は児童相談所が行うことを明確に伝えます。

なお、通告後、児童相談所で児童の安全確保が必要と判断した場合には、その児童を一時保護します。

- (2) 虐待が疑われる場合
- 前述の「(1) 重篤な虐待が疑われる場合」以外の虐待については、市町村（虐待対応担当課）に通告します。通告後、市町村で虐待対応したケースは、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で進行管理されます。

【要保護児童対策地域協議会（要対協）について】

要対協は、虐待を受けた児童等に対し関係機関が連携を図りながら対応することを目的に法的に位置付けられた組織です。

要対協の業務は、虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する情報、その他要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

【西北管内の要対協】

市 町 名	要対協の名称	事 務 局	電話番号 (代表)
五所川原市	子どもの幸せ推進協議会	市役所福祉部子育て支援課こども家庭センター	0173-35-2111
つ がる 市	子どもの幸せ推進協議会	市役所健康福祉部子育て健康課こども家庭センター	0173-42-2111
鱒ヶ沢町	要保護児童対策地域協議会	町役場ほけん福祉課	0173-82-0954
深 浦 町	要保護児童対策地域協議会	町健康推進課	0173-82-0288
板 柳 町	虐待等対策連絡協議会	町役場介護福祉課	0172-73-2111
鶴 田 町	要保護児童対策地域協議会	町役場子ども健康課	0173-22-2111
中 泊 町	要保護児童対策地域協議会	町役場福祉課	0173-57-2111

- (3) 虐待が疑われる児童・生徒の記録について
- 外傷（打撲傷、あざ、骨折、刺傷、やけどなど）がある場合、学級担任や養護教諭などが確認し、スケッチやメモで傷の状況を詳細に記録します。また、虐待と疑われる事実関係は、時系列順に本人の発言内容も含めて、具体的に記録します。その際、事実と推測を混同せずに記載することが重要です。

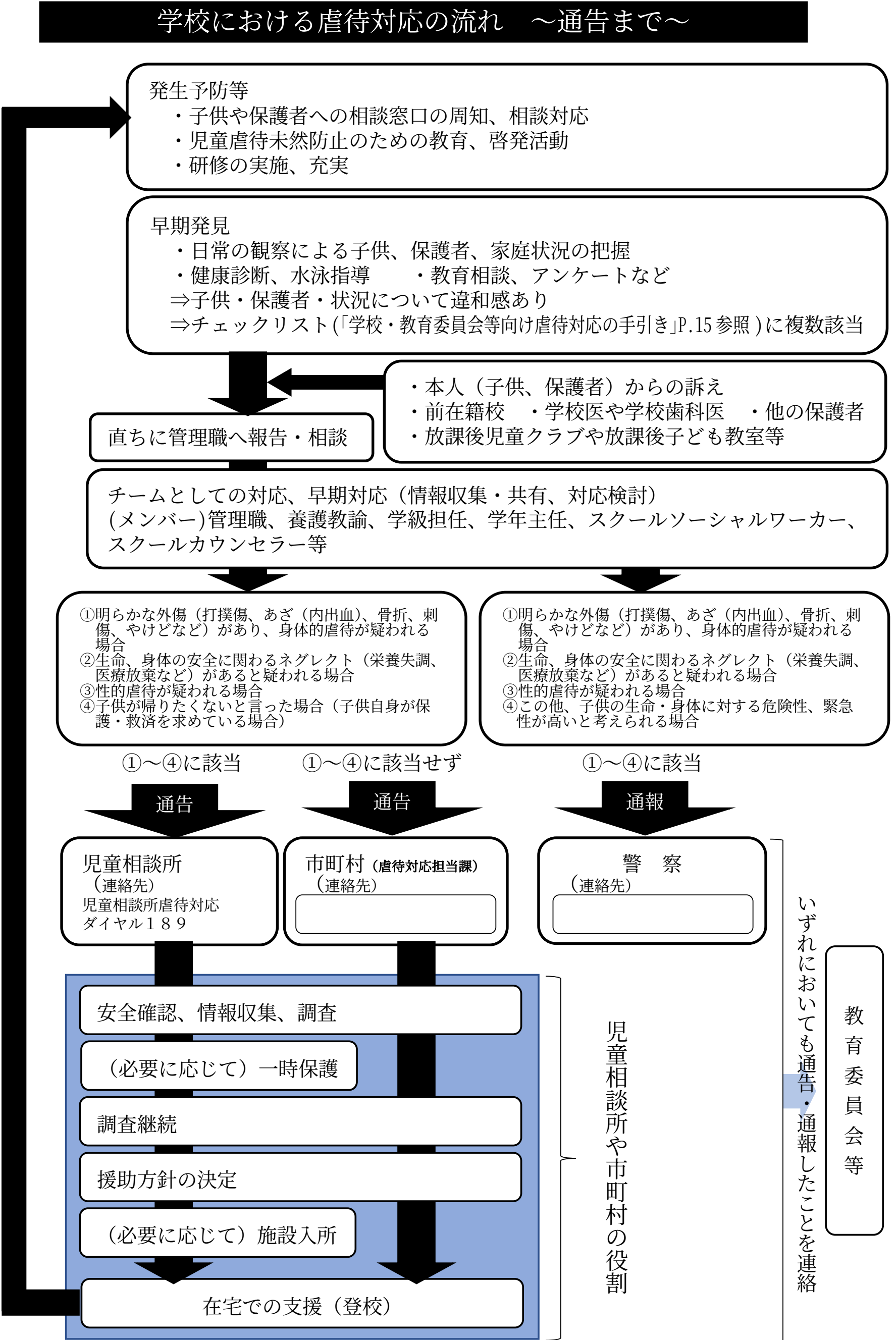
参考となる資料

- 「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」
（令和7年11月改訂版 文部科学省）



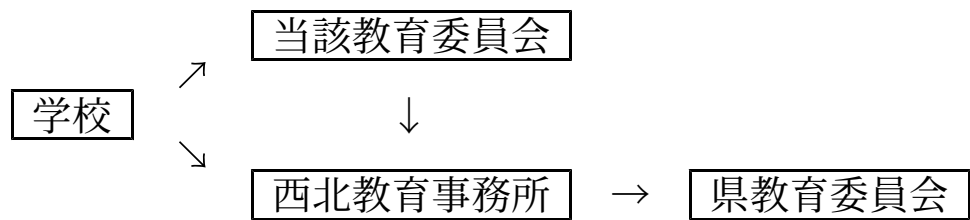
- 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
（令和2年6月 文部科学省）





「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版/文部科学省)より引用

- 〔7〕 事故報告、集団かぜ、麻しん・風しん、食中毒・経口感染症等の報告について
- 1 児童生徒の事故報告（交通事故・学校事故・水難事故等、問題行動等、食物アレルギー等）
- (1) 第1報の報告について
- ① 児童生徒に係る事故・事件等が発生した場合、下記の流れにより電話にて概要を速やかに連絡する。
- ア 緊急を要する重大な事故・事件（生命に関わる重大な事故・事件）



- イ 緊急を要しない事故・事件



※ アイのいずれの場合も、後日最終報告として事故報告書〔様式1〕を提出する。

【報告内容について】

可能な限り情報を把握して、電話にて速やかに第1報を入れる。

- 1 発生日時（月日、時刻）
 - 2 発生場所（住所、具体的な場所）
 - 3 被害者・事故者（氏名、学年、組、性別、年齢）
 - 4 加害者（氏名、学年、組、性別、年齢）
 - 5 事故概要
 - (1) 交通・学校・水難事故、食物アレルギー等
連絡は誰からか、事故原因、発生時の状況、事故直後の行動、救急搬送の有無と搬送先、搬送時の同伴者、負傷の程度（医師からの説明等、できるだけ具体的に）、保護者への連絡の有無
 - (2) 問題行動等
連絡は誰からか、事件の状況、保護者・警察等への連絡の有無
 - 6 学校、教育委員会の対応（事故・事件発生後の対応等）
- ※ 第1報の後に、追加の情報や状況に変化等があった場合には、電話にて連絡する。

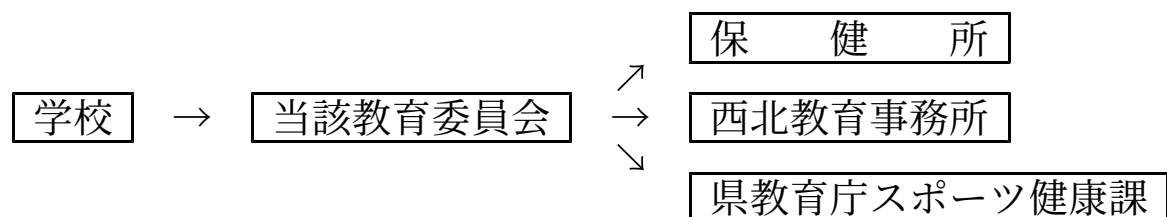
- (2) 事故報告書の提出について

- ① 各小・中学校は事故報告書〔様式1〕を作成し、当該教育委員会教育長宛て1部提出する。
- ② 当該教育委員会は、事故報告書の写しを西北教育事務所長宛て提出する。※ メール添付可



- 2 集団かぜ（インフルエンザ様症状）、新型コロナウイルス感染症の措置状況の報告

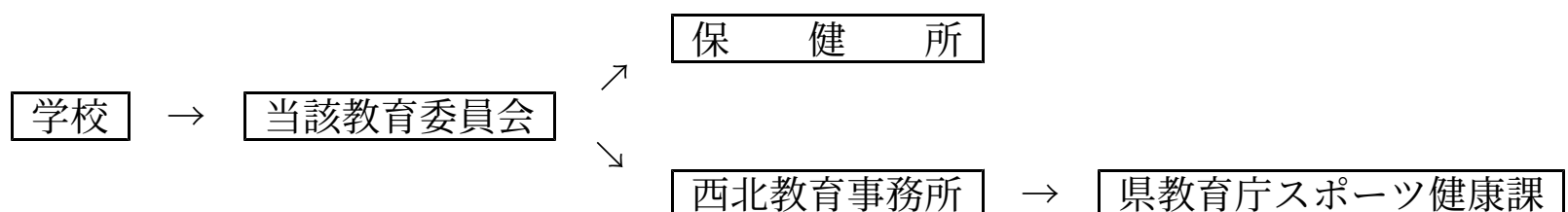
- ① インフルエンザ等感染症の疑いの児童生徒を発見したときは、学校医等の意見に基づいて出席停止など、その他の必要な措置を速やかに講ずる。
- ② 閉鎖措置をとった場合、学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力する。
- ③ 下記の流れにより電話にて閉鎖に関する情報を速やかに連絡する。



【参考】「インフルエンザ等の予防について」令和7年4月2日付青教ス第9号

- 3 麻しん・風しんの発生及び措置状況の報告

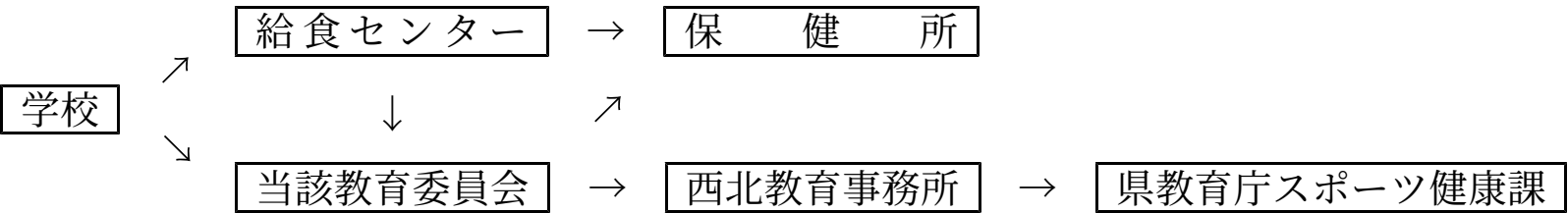
- ① 欠席等の連絡があった場合、下記の流れにより電話にて速やかに連絡する。



- ② 出席停止とされた児童生徒がいた場合、学校は送付票〔様式2〕を作成し、メールにて報告する。
 - ③ 診断確定後、学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力する。
 - ④ 学校において集団発生し、閉鎖措置をとった場合、速やかに電話で連絡の上、麻しん・風しんの発生及び措置状況〔様式3〕を作成し、メールにて報告する。
 - ⑤ 学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に閉鎖に関する情報を入力する。
 - ※ 学校医等と相談し、まん延の防止を図る。
- 【参考】「青森県麻しん・風しん対策ガイドライン(学校・保育所編)」平成20年9月5日（平成27年3月31日一部改正）

4 食中毒・経口感染症・異物混入等の報告

- (1) 食中毒・経口感染症
- ① 学校において発生が疑われる場合、下記の流れにより電話にて速やかに連絡する。



- ② 学校は第1報を入れた後、食中毒・経口感染症等の報告〔様式4〕を作成し、メールにて報告する。
- ③ 当該教育委員会は、その後の動向、患者数の推移など終焉するまで、電話又はメールにて毎日西北教育事務所に報告する。
- ※ 必ず学校医及び保健所の指導を受ける。
- 【参考】「学校給食における衛生管理の徹底について」令和7年4月2日付青教ス第15号

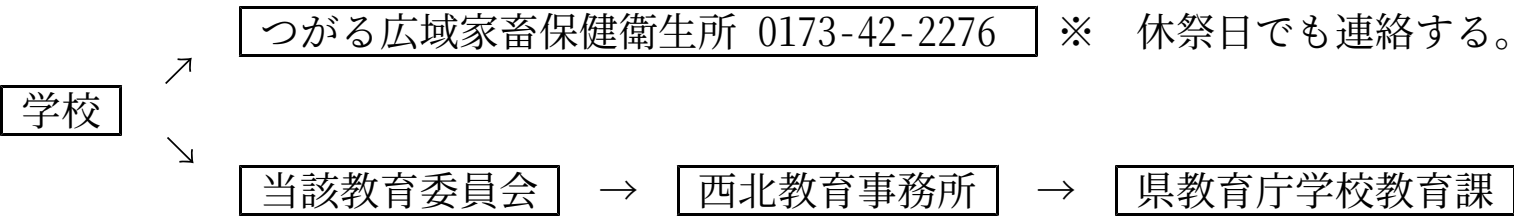
- (2) 異物混入等
- ① 給食において異物混入等があった場合、下記の流れにより電話にて速やかに連絡する。



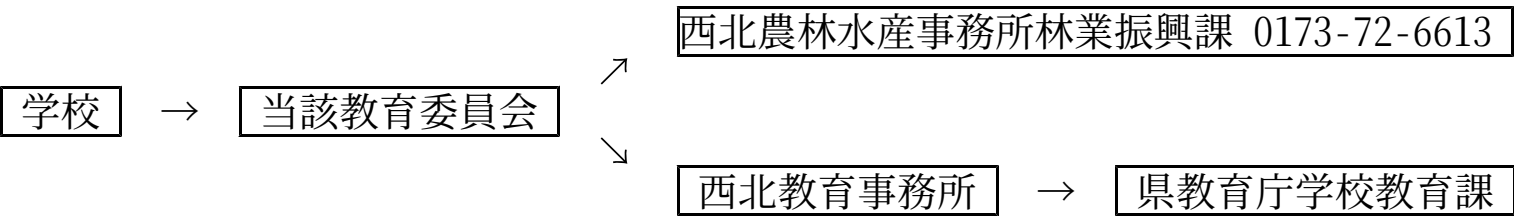
- ② 当該教育委員会は、事故報告書〔様式1〕に準じて報告書を作成し、メールにて報告する。
- ※ 各市町の教育委員会あるいは関係部局において様式があるときは、これに従う。

5 鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合の報告

- (1) 学校において飼育している鳥類の異常や死亡が発見された場合
- ① 発見後、下記の流れにより電話で速やかに概況を連絡する。



- (2) 死亡している野鳥等が発見した場合
- ① 発見後、下記の流れにより電話で速やかに概況を連絡する。



- ※ 学校は(1)(2)のいずれの場合においても鳥に触れないようにして、電話で速やかに当該教育委員会へ概況（発見日時、発見者、発見場所、飼育状況5(1)、発見した鳥の状況5(2)等）について連絡する。
- 【参考】「学校における鳥類の異常及び死亡に係る状況報告について」平成28年12月8日付青教育第1735号

<報告に係る様式について>

様式については、西北教育事務所ホームページに掲載されています。報告を要する事案等が生じた場合は、ダウンロードして活用してください。

事故報告書〔様式1〕

[交通事故・学校事故・水難事故等、問題行動等、食物アレルギー等、異物混入等]

文 書 番 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇教育委員会
教育長 〇 〇 〇 〇 殿

学 校 名
校長氏名
(公印省略)

児童生徒の（事故の種類）について（報告）

このことについて下記のとおり報告します。

記

- 1 事故関係者氏名（またはその範囲、人員等）
- 2 事故発生の日時及び場所
- 3 事故の概要（発見の事情及び経過等）
※ けがの場合はその程度についても記入
- 4 応急処置
- 5 特に考えられる動機または原因
- 6 事故発生による校内外の動静
- 7 今後の対策
- 8 校長所見
※ 交通事故、学校事故、水難事故等のときは、事故現場図を添付のこと

送 付 票

あて

学 校 名

所 在 地

電 話 番 号

担 当 者

患者居住地	(市・町)		
学年（年齢）・性別	年（ 歳）	男 ・ 女	
麻しん・風しんワクチン接種歴	あり ・ なし ・ 不明		
発症年月日	令和 年 月 日		
発症後の最終登校年月日	令和 年 月 日		
医療機関受診の有無	あり ・ なし 受診医療機関名（ ）		
診断年月日	令和 年 月 日		
主症状 (該当するものに○をして下さい)	(麻しん (はしか) ・ 風しん) 1、発熱 2、咳 3、鼻汁 4、くしゃみ 5、結膜充血 6、眼脂 7、発疹 8、その他 ()		
通学方法 (該当するものに○をして下さい)	1、徒歩、自転車 2、自動車 (自動2輪も含む) 3、電車 (線 駅～ 駅) 4、バス (線 ～) 5、その他 ()		
クラブ・部活動等の状況			
備考：他の児童生徒について同様の症状がある場合、人数・健康状況等について記入してください。			

（ 麻しん ・ 風しん ） の発生及び措置状況

※【新規発生・継続発生・再発生】

学校名	立学校	校長名			TEL	-	-
届出年月日	令和 年 月 日（ ）	担当者名			FAX	-	-
措置対象集団の罹患状況 （措置がとられる直前の状況について計上する。対象の学年、学級が複数の場合は合計数を記入する。）			B 患者数内訳 （内訳が学年の場合、組を斜線で消し記入する。）				
A 在籍者数	名	学年組	在籍数	患者数	欠席者数 (出席停止者数)	遅刻・早退	
B 患者数 (欠席・遅刻・早退を含む)	名						
C 欠席者数 (再掲：出席停止者数)	名 (名)	年 組			()		
D 遅刻・早退者数	名	年 組			()		
患者数、欠席者数及び遅刻・早退者数は下記により計上すること。 （１）患者数は、欠席者数、遅刻・早退者数及び罹患登校者数を含め計上する。 （２）欠席及び遅刻・早退の理由が、麻しん・風しんでないことが明らかである場合は計上しない。 （３）出席停止者数には、麻しん・風しんにより出席停止とされた児童・生徒がいる場合に再掲する。 （４）出席停止とされた児童、生徒については、送付票〔様式１〕についても報告する。		年 組			()		
		年 組			()		
		年 組			()		
		計			()		
※措置状況 対象及び 期日	1 学校閉鎖		月 日～	月 日			
	2 学年閉鎖 (年)		月 日～	月 日			
	(年)		月 日～	月 日			
	(年)		月 日～	月 日			
	3 学級閉鎖 (年 組)		月 日～	月 日			
(年 組)		月 日～	月 日				
(年 組)		月 日～	月 日				
(年 組)		月 日～	月 日				
※ 学校医の指導		受けた 受けていない					
※ 保健所への連絡		連絡した 連絡していない (市町村立学校については市町村教育委員会・県立学校については県教育委員会が記入する)					

※該当事項を○で囲み、必要事項を記入する。

[様式4]

食中毒・経口感染症等の報告

報告者 (教育事務所が記入) ↑		発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報)								
		発 信 者 西 北 教 育 事 務 所 (職・氏名)								
		緊急連絡先 (TEL)				(FAX)				
報告者 (教育委員会が記入) ↑		発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報)								
		発 信 者 教育委員会 (職・氏名)								
		緊急連絡先 (TEL)				(FAX)				
報告者 (学 校 が 記 入)		発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報)								
		発 信 者 立 学校 (職・氏名)								
		緊急連絡先 (TEL)				(FAX)				
学 校 名		立 学校 校長名								
発 生 日 時		令和 年 月 日 () 時 分								
児童生徒の罹患・通院の状況	学校が複数にわたる場合は学校毎に記載		児童生徒の罹患状況 (月 日現在)						おもな症状	
			欠席者		出席者	患者合計	延べ患者数	症 状 は あ る が 通 院 し て い な い	※該当箇所に○ 腹 痛・下 痢 吐き気・おう吐 発 熱・発 疹 その他の症状 〔 〕	
	入院	通院	通院							
	学年	在籍								
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
計										
措 置 状 況	学 校 医 の 指 示 事 項									
	学 校 が と っ た 措 置									
	市町村教育委員会がとった措置									
	保健所の指示									
そ の 他 参 考 と な る 事 項										

※学校給食が原因と考えられる場合、至急、その旨を連絡すること。